

312.248

G13h

フィリピンにおける  
終戦後の政治経済情勢

国立国会図書館



\*0005390000\*

0005390-000

312.248-G13h

フィリピンにおける終戦後の政治  
経済情勢

外務省調査局第五課

1948

ABC



エフX35

553

昭和二十三年七月



フイリッピンにおける終戦後の政治経済情勢

東京都千代田区丸の内二ノ八仲十二号館六号四二室

芳澤中國記念事業財団

電話(28)四一〇八番

執務参考用
禁轉載

外務省調査局第五課



## 序

アジア諸國の貿易の發展は、終戦後における各國の政治的、經濟的不安定のために、今日なお相當の阻害をうけつつあるところであり、わが國經濟にとつてもきわめて重大な困難となつてゐる。フィリップスは、この不安定な南方各國のなかにあつて、いち早く獨立を獲得した國であり、この獨立にたいする政治的、經濟的地固めに向つて着々と前進しつつある。注目すべき國といわねばならない。

この觀點から、われわれは、終戦以來のフィリップスの政治經濟情勢に一應の分析を與え、わが國の經濟再建のための一資料ともしたいと考え、可能な限りの資料を蒐集してとりまとめ、執務參考用に供することとした。資料の入手が極めて困難であつたため、訂正を要する箇所も少くないと思われるが、これは近い將來の補正をまつことと致し度。

尙本調査は主として當課淺田孝二事務官の執筆になるものである。

昭和二十三年七月三十一日

外務省調査局第五課長

田 中 三 男



312.248  
G13h



513829

目次

序 論 (戦後フィリッピン政治経済発展の方向) 一

I、政治情勢

一、終戦より一九四七年末までの重要問題 四

(一) ラウル政権の解體 四

(二) コモンウェルス政府の再建及び共和国の獨立 四

(1) コモンウェルス政府の再建 五

(2) 獨立準備の進捗 五

(3) 大統領選挙前の形勢 五

(4) 選挙の結果 六

(5) 大統領就任と閣僚の決定 八

(6) フィリッピン共和国の獨立 九

(三) フクバラハップと農地改革問題 二

(1) フクバラハップ成立の事情とその本質 二



(2)	騷擾の経過	113
(3)	政府による農地改革計畫	114
(四)	對日協力者裁判の問題	116
(1)	米國政府より裁判權をフィリッピン政府に移管	116
(2)	摘發と審理の進行狀況	117
(3)	大赦問題	117
(五)	對外關係の調整	118
(1)	對米關係の調整	118
(2)	その他の諸國との關係	120
二、本年六月末までの重要問題		
(一)	對日協力者大赦令	121
(二)	ラウレル、オシアスの大統領立候補聲明	123
(三)	ロハス大統領の急死と反政府勢力の動向	123
(四)	フクバラハップ問題に關する政府對策	125
(1)	フクバラハップ及び全國農民組合に對する非合法宣言	125

(2)	土地買上げ法案	127
(五)	對外關係	127
(1)	諸外國との外交條約關係	127
(2)	華僑問題	128
(3)	對日關係	129

## II、經濟情勢

一、戦後の財政状態		
(一)	概説	130
(二)	歳出、歳入及び收支狀況	132
(三)	米比合同財政委員會の活動	134
(四)	中央銀行設立問題	136
二、米國の對比經濟援助		
(一)	概説	137
(二)	フィリッピン復興法	140
(三)	貿易復興法	141



(四) 軍事援助法	四三
(五) 餘剩物資讓渡協定	四三
(六) 赤字借款供與法	四四
三、通貨と物價の状況	四五
(一) 通貨	四五
(二) 物價	四七
四、生産回復の状況	四八
(一) 主要産業の戦争損害及び復興状況	四八
(二) 産業開發に關する米比關係(パリティ―憲法修正問題)	七四
五、貿易	七六
(一) 戦後貿易の概況	七六
(二) 對日貿易状況	八一
附、フィリッピン重要事項目誌	八七
(一九四五・八・一四—一九四八・六・三〇)	八七

序論

(戦後フィリッピン政治經濟發展の方向)

戦争により百萬の人命と十億ドルに上る資源を失つたにもかゝらず、今日のフィリッピンは東亞諸國の中で最も安定した政治經濟を享有していると言われる。即ち政治面においては一九四六年七月四日獨立を達成して以來國際的には國際連合における諸活動をはじめ多くの國際會議への参加、諸外國との外交關係の急速な發展を圖り對外的地位を加重し、國內的には國軍を擴張して國內治安の回復につとめると共に政府機構を整備し中央政府統率の下に獨立國たるの實を擧げること努力している。また經濟面においては甚大なる戦争損害を克服して生産の回復に顯著な實績を收め對外貿易も戦前を凌駕する活況を呈している。南方諸國の多くが今なお民族獨立斗争のための混亂期を脱しない現状を思えば今日視察或いは調査の目的でフィリッピンを訪れる者が一様に政治の安定を讚え經濟の好望を傳えるのは決して故なしとはせられないのである。

しかし乍らかゝる目ざましい發展の中にも多くの問題が包蔵せられている。從來フィリッピンの政治經濟は一言でいえば本國たる米國により「庇護せられたる」政治であり「特惠關係」を支柱とした經濟であつた。これは換言すれば政治、經濟兩面における植民地乃至半植民地性であり、戦後フィリッピンにはうはいとして起つたナシヨナリズム風潮がかゝる關係に民族の安住を求めることを拒否するのは自然の勢であつた。米國軍事基地設定交渉に際して示



された國民の反對、或いは天然資源開發に關する米比兩國民の同權を規定したパリテュー憲法修正案が朝野論議の中心となり國民投票の結果成立を見たもの、一年を経過してなお機會ある毎に批判の狙上にのせられているのはその一例に過ぎない。しかもフィリッピンの復興にとつて米國の援助は絶対に欠くべからざるものであり、同國を今日あらしめた原因の大半は米國の育成に負うものである。今後とも米國の支援を離れてフィリッピンの發展はあらゆる意味で困難と言わねばならない。戦後フィリッピンの動きを観察すると民族の完全なる政治經濟的自立に對する本源的な諸とこれと逆行するが如き對米依存の現實的必要とをいかに過不及なく調整するか多くの苦慮が拂われていることを看取しうる。産業開發設計画において重工業部門に主として米國資本を誘致し中小企業部門を國民産業資本の活用分野として確保せんとする意圖がうかゞわれるのはその具體化の一であり、また最近キリノ大統領が外國人技術者就業制限法案その他二法案に對し過度に國家主義的であるとの理由で拒否權を發動したこともこの種調整の苦心を物語るものである。ラウレルが語つたと言われる「復興のために米國資本の導入は絶對的に必要である。しかしそれには自ら限度がなければならぬ」という言葉はこの間の事情を最も端的に表現していると感ぜられるのである。

戦後のフィリッピンに課せられた今一つの問題は國內封建性をいかにして打破し近代的國家への脱皮を遂げるかという事である。フィリッピン社會の封建性は三百數十年に亘るスペイン統治時代に牢固たる根柢を築き米國統治時代を経てなお教會、地主などを中心とし強固に残存していた。これに對する攻撃は中部ルソン地區農民によるフクバラハツプ運動として展開し二年有餘に亘り果敢な抗争が続けられた。最近傳えられる政府との妥協成立にいたるまで不在地主の大土地買上げ、收穫米配分率の是正などを政府に行わしめているが數百年の傳統を有する封建組織の殘滓を

拂拭し去るには今なお多くの段階と年月とが必要とせられるであろう。

以上述べた民族自主自立の要請と封建性打破の要求とは相互に關連しつゝ終戦以來フィリッピン政治經濟の動向を規制し來つたものであり、また今後フィリッピンの進む方向を決定する最も重要な要素であると考えられる。以下終戦以來本年前半期を終るまでの期間における情勢を概観し今後の判斷の資料としたい。



## I 政治情勢

四

### 一、終戦より昨年末までの重要問題概要

#### (一) ラウルル政権の解體

一九四三年十月十四日日本軍の占領下に成立したラウルル政権は戦局が日本に不利となるに従い次第に政治的、經濟的窮境に立ち、四五年初頭米軍のルソン島上陸後ラウルルは閣僚數名と共にフィリッピンを脱出し六月日本に到着した。

次いで日本の無條件降伏は同政権存続の基礎を失わしめたので日本滞在中のラウルル大統領は八月十七日を以つて戦争中に成立したフィリッピン共和國を解體することを決意し、八月二十三日に「合衆國によるフィリッピンの再占領、コモンウェルス政府の再建、日本政府によるポツダム宣言の受諾及びこれに伴う戦争の終結の結果フィリッピン共和國は存在せざるに至つた」旨の宣言を發表し一年十カ月に亘る政権の幕を閉じた。

#### (二) コモンウェルス政府の再建及び共和國の獨立

(コモンウェルス政府の再建——獨立準備の進捗——大統領選挙前の形勢——選挙の結果——大統領就任と閣僚の決定——共和国の獨立)

##### (1) コモンウェルス政府の再建

フィリッピンは一九三四年米國議會を通過成立した「タイディングス・マクダファイ法」に基き過渡的政府としてのコモンウェルス政府樹立と十年後の完全獨立を約束され一九三五年フィリッピン・コモンウェルス(The Commonwealth of the Philippines)が成立した。今次戦争中はコモンウェルス政府大統領マヌエル・ケソン、副大統領ヒオ・オスマニアなどは米國に亡命し政権を繼續していたが一九四四年八月一日ケソン大統領は病死しオスマニアが昇格し大統領に就任した。

フィリッピンを占領した米國は直ちに同國を戦争發生前の體制に復歸せしめオスマニア大統領の下にコモンウェルス政府の再樹立を確認した。

##### (2) 獨立準備の進捗

次いで一九四五年十二月十四日米國議會は上下兩院共同決議により「來るべきフィリッピンの獨立體制をととのえるため一九四六年四月三十日以前に總選挙を行い正副大統領及び議員を選出すべき」ことを決定したのでフィリッピン側も直ちに同月臨時議會を召集して總選挙實施に關する手続きを審議し一九四六年四月二十三日を選挙施行日と決定した。



(3) 選挙前の形勢

フリッピンには元來大政黨としてはナシヨナリスタ黨一黨しか存在していなかつた。フリッピンの政治は内部からの正常な發展過程を欠いたまま一舉にスペインの專制的統治から米國のデモクラシー政治に移されたため農民を主體とする一般庶民階級は與えられた自由解放の理念を理解するに至らず、従つて政治は専ら直接政治によつて自己の利害關係を左右しうる地主、貴族、教會などの有力者及びこれらと提携する都市の實業家といつた經濟的支配階級の間のみの關心事に終つたのである。事實上フリッピン唯一の政黨と言ふべきナシヨナリスタ黨はこれら階級を代表するものであり、今次戰爭勃發直前の議會勢力を見ると下院議員九十八名全部が同黨員で占められている状態であつた。勿論少數派として人民戰線派、青年黨、共產黨、ガナツプ黨などが存在してはいるが政界の實際の動きにはすべて無關係であり、獨りナシヨナリスタ黨内部の勢力關係の變轉推移が政界に反映するに過ぎなかつた。従つて政黨による政綱上の對抗というが如きものは存在せず、専らナシヨナリスタ黨内部の特色ある人物を中心に政局が變移したことがフリッピン政界の特色である。

一九四六年四月の大統領選挙に際しても候補者が同一政黨内で覇を争うこととなり選挙實施三カ月前にナシヨナリスタ黨は二つに分裂した。即ち一は現大統領オスマニアを推すものでナシヨナリスタ黨正統派と稱し、他の一は上院議長ロハスを推すものでナシヨナリスタ黨自由派と稱した。兩者は分裂してそれぞれナシヨナリスタ黨及び自由黨と稱することになつた。

オスマニア、ロハス兩氏の對立は從來明白な形をとつてはいなかつたので選挙戰の初期においてはオスマニアはロ

ハスを副大統領候補に豫定し連合戰線をもつてナシヨナリスタ黨より立候補せんとしていた模様であるが戰爭中米國に亡命していたオスマニアとフリッピンに踏止まつていたロハスとの間には實際勢力の上に大きな懸隔を生じていたのでロハスの希望は同黨の完全支配以外にはなくこのため自由黨の形成に發展したのであるが實際に新黨を形成した分子はナシヨナリスタ黨を從來より牛耳つていた有力者を殆ど網羅しオスマニア派はナシヨナリスタ黨の名稱を繼承したものの、中味をぬきとられた形となつた。大統領候補者としては前二名の他にモダンニスト黨からイラリオ・モンカドが立候補したが彼は當初より當選圏外にあつた。

オスマニア、ロハス兩者の論戰は主として國內經濟再建問題と對日協力問題に集中されオスマニア派は先ずロハスの戰時中の對日協力行爲の糾弾に全力を注ぎ更に政治的、經濟的獨立を標榜してロハス派の承認するベル貿易法案、タイディングス復興法案、パリティー憲法修正案(いずれも後出)などに代表される全面的對米經濟依存の態度に反對した。これに對しロハス派は既成經濟地盤に據つて戰前の標準から經濟再建計畫を主唱しオスマニア個人の決斷を欠く性格と國內再建に關する無方策を攻撃した。形成はロハス派に有利であつたのでオスマニア派は四六年二月五日黨外勢力たる民主同盟及び人民戰線派と三派連合を形成してロハス派に對抗した。

民主同盟は一九四五年七月マニラにおいて全國農民連盟、労働組織委員會、フタバハラハツプ、青鷲ゲリラ團などの團體が合同して結成したもので政綱としては、(一)フリッピンの即時獨立 (二)ファツシズム及び反動の排撃による國家統一の達成 (三)封建的殘滓の除去による土地改革の實施 (四)産業の民主化 などを標榜し(二)において戰時中ラウル政府の無任所相兼經濟企畫院總裁の要職にあつたロハスを對日協力者として排撃するオスマニア派の主



張と一致した。(三)においても従來の經濟的支配層の絶對的支持をうけるロハスの出馬に反對した。人民戦線派はエミリオ・ハヴィエル博士の指導下にあつて成立は一九三四年にさかのぼるが現在では多種分子の寄り合いで強固な政治力を持つていない。いずれにせよ兩者ともその根本主義においては舊支配階級を代表するオスメニア、ロハス兩者と相容れないものを有しておりオスメニアの主張を必ずしも全面的にうけ入れるものではないが、特にロハスを以つて大地主階級の代辯者と観することから中部ルソン地區における土地改革と言う具体的問題の解決を目的としてオスメニア支持の態度を明らかにしたものであり、一方オスメニアの側では民主同盟が主唱し事實ロハス派の弱點と見られる戦時中の対日協力行爲の糾明を有利な武器であると考えた結果、ここに兩者は容易に合流しさらに人民戦線派をも加えていわゆる三派連合戦線の現出を見るに至つた。しかし乍ら三派連合は大統領選挙に關し具体化したのみで議員選挙に關しては別個に候補者を出すことゝなつた。

#### (4) 選挙の結果

選挙の結果は正副大統領、上下兩院議員ともにロハス派の勝利に歸した。投票の棄権率は極めて低く有権者總數二百八十余万名の約七〇%の投票率を示した。米國側ではかねてからオスメニア派を支持しているという非難を蒙り二月十五日マクナット高等辨務官が米國の對選挙態度は嚴正中立であることを特に聲明した経緯もあるので、當日は米軍兵員のマニラ市街外出を差止めるなど慎重に選挙不干渉の態度を表明した。

開票の結果民主同盟の地盤である中部ルソン地區數州のみはオスメニアが優勢であつたがマニラその他の都市地區の得票はロハスに集中し結局約十五万票の差でロハスが當選した。副大統領もロハス派のエルビディオ・キリノがオ

スメニア派のユーロヒオ・ロドリゲス候補を四万票の差で破つて當選した。

議員選挙は上院議員三分の二(十六名)と下院全員の改選が行われたがこれもロハス派が優勢で議席分野は左表の通りとなつた。

	定員	自由黨	ナシヨナリスタ黨	民主同盟
上院	二四	一三	一一	〇
下院	九六	五六	三三	七

上院議員はその後一九四七年十一月に残り三分の一(八名)の改選が行われた結果現在の議席分野は自由黨一七、ナシヨナリスタ黨七となつてゐる。

議員選挙で特に注目されるのは民主同盟よりバンバンガ州二名、プラカン州二名、タルラック州三名の下院議員が何れも壓倒的支持をうけて當選したこと(バンバンガ州のごときは總得票數の八五%を占めた)マニラ地區で落選した二名を除き立候補者九名中七名が當選するという好成绩であつたことである。終戦後に結成され既成地盤をもたない民主同盟が一躍して中央政界に進出した事實は戦争によつて覺醒され次第に増大する農民階級の政治的自覺を反映するもので従來のフイリツピンには見られなかつた政治の新動向である。

#### (5) 大統領就任と閣僚の決定

選挙の直後ロハスはマクナット辨務官と同道して米國に赴きトルーマン大統領はじめ陸海軍長官などと要談し滞米十日にして五月二十一日歸國した。大統領の就任式は五月二十八日に行われたがこれと同時にロハスは閣僚十名を指



名發表した。その顔觸れは次の通りである。

財務長官	(兼)エルビデオ・キリノ
内務長官	ホセ・スルエタ
司法長官	ロマノ・サエタ
農商長官	マリアノ・ガルチトレナ
公共事業長官	リカルド・ネボムセノ
教育長官	マヌエル・ガレボ
衛生福祉長官	アントニオ・ヴィララマ
労働長官	ペドロ・マサリン
国防長官	ルベルト・カンダレオン
行政府長官	エミリオ・アペロ

なお外交権は獨立の日まで米國が代行するので外務長官はおかず獨立と同時に七月四日附でキリノ副大統領の外務長官兼任が發令された。キリノ副大統領は外務財務兩長官を兼務することとなつたので十一月二十三日専任財務長官にミグエル・クアデルノが任命せられ、さらに四六年十二月二十九日商工長官を新設しブラシド・マバが任命された。現在フィリッピン政府閣僚は十二名である。

ロハスは大統領宣誓についで就任演説を行いフィリッピンの經濟復興の急務を強調し復興のために外資特に米國

資本導入を促進する旨を言明すると同時に種々の社會的立法の制定を約束し、また中部ルソン地區の不穩分子の鎮壓にも強力な手段を講じて國內治安の恢復を速やかに行う旨を宣言した。

#### (6) フィリッピン共和國の獨立

かくて獨立の準備も完了し一九四六年七月四日ワシントン、マニラ相呼應してトルーマン大統領の獨立許與聲明とロハス大統領の獨立宣言が行われここにフィリッピン共和國 (The Republic of the Philippines) が誕生した。

獨立式典はマニラ市リサール廣場において行われロハス初代大統領以下政府要人、米國大統領代理、マックアーサー元帥、マクナット初代駐比米國大使、米國議會代表、英國代表キーラン卿、甘万光中國代表、外十五カ國代表が參列し定刻九時にロハス大統領起つて「フィリッピン共和國の獨立」を全世界に宣言し式場の米國國旗に代つてフィリッピン國旗が掲揚された。次いでロハス大統領は「アメリカ國旗がここに降下されたのは強力によつてなされたのではなく米國自身の自發的意思によるものであり、當初征服によつて掲揚された國旗は更に偉大な光榮の中に降ろされた」との式辭を述べた。

他方トルーマン大統領は公式宣言を發表し「獨立法に認められた權限に基き米國はここに現在フィリッピン領域及び住民に對し保有、行使している所有、監督、管轄、統御、主權に關する一切の權利を撤回し、余は米國を代表してフィリッピンを別個の自主國家と認め、フィリッピン國民が現行憲法の下に樹立した政府の權力と支配とを確認する」旨を宣言して獨立に法的な基礎を與えまた同時に聲明を發表して將來の米比關係が緊密なるべきことを強調し米國はあらゆる方法を盡してフィリッピンを援助するに吝さかでないと言明した。



## (三) フクバラハップと農地改革問題

(成立の事情とその本質——騷擾の経過——政府による農地改革計畫)

## (1) 成立の事情とその本質

フクバラハップ (Hukbalahaps) とはタガログ語の "Hukbo ng bayan laban sa Hapon" ("Peoples' Army against Japan") 即ち抗日民衆軍の意味である。その發生は一九四二年三月日本軍のバタアン作戦當時に遡り、小作農及びその農民組織指導者を中心に抗日ゲリラ戦争を目的として結成されたものであるが中部ルソンのパンパンガ、ヌエヴァ・エシハ兩州を中心としこれにタルラック、ブラカン、バタアンの諸州を加える地方に次第に勢力を擴張した。これに伴いその組織も急速に擴大したが構成分子たる労働者、農民組合員、小作農、社会主義者、共産主義者、自由主義教育家などは中部ルソン地區に強固に支配する舊來の土地制度改革を共通の目的とし、その活動も單なる抗日戦争のみに終始せず小作制度改革を主眼とする啓蒙工作を行い、前記諸州に自治政權を樹立するなど終戦が近づくにつれて次第に社会改革運動の色彩を濃厚にして來た。

元來中部ルソンの水田地方はスペインによる統治時代から不斷に小作爭議の中心地であり、地主と小作人は長年の對立を續け收穫の配分についての争いをくり返していたが多種族の寄り合いである上に政治的自覺を有つに至らなかつた農民側は十分な組織をもたぬために壓倒的な地主側勢力に對抗しえず爭議は常に地主側の勝利に終り、少數の

特權階級者が愈々その富裕さを増したのに反し土地耕作者の貧窮の度は益々加わつて來た。かくして農民一般の窮乏とともに蓄積された社会不安は何らかの機會があり次第急速に表面化する可能性を内藏していたのである。

日本軍の侵入はこれら被支配階級に騷起の端緒を提供する結果となつた。彼らは最初耕作生活において彼らの生命とも言ふべき水牛を銃火から守るべく立ち上つたと言われるが、時日の経過と共に日頃愛國者と自任する彼らの地主達が危険を避けて侵入軍の支配下にある都心地區に集結し買辨的行爲により私利を追求する有様が明白となるに従つて彼らの目標も次第に變化して來た。さらに彼らの第一目的が日本軍及びその協力者に對する攻撃であつたことは勿論であるが、同時に困難なる抗日運動に従事することを通じて身をもつて新しい政治的自覺と團結による行動力とを体得して行つたのである。

かくの如くにして日本の敗戦が決定した後は抗日戦で修得したゲリラ戦術を階級斗争の手段に利用し反政府武装農民團體として長期の抗戦を開始した。フクバラハップの總帥はルイス・タルクと言ふ三十四才の青年でパンパンガ州出身、教育界出身者で長年に亘り労働組合運動に従事していた。眞の意味の團員は二万名程度と言われるが他に掠奪をこゝとする雷同分子があり總勢力は十五万乃至二十万と概算される。

## (2) 騷擾の経過

米軍のフィリッピン占領直後フクバラハップは解散を命ぜられ武器の引渡しを要求されたが政權を掌握している封建的勢力に對する反撥から共和国政府には忠誠を誓うが現政權には満足せぬという態度を變更せず一部のものは武器引渡しを拒否して政府軍と衝突した。



騒擾が最も激しかったのは四六年四月の總選舉からロハスの大統領就任、共和國獨立式典前後にかけての時期であり大統領選舉に際しては前述の如くオスマニア派支持の態度を決定したがロハス派の勝利に終り、さらに下院に當選した民主同盟議員七名の議席をロハス派議員が拒否したためにタルクなどの當選者は直ちに中部ルソンの地盤にもどり不穩行爲が激發した。この前後にはロハス大統領暗殺計畫、選舉妨害などが盛んに傳えられ政府側憲兵隊との武力衝突が各所に發生した。

政府側は完全武装解除を前提としているために兩者の妥協は困難を極め四六年八、九月をはじめ數次の妥協工作も失敗に終つた。政府側も妥協方針を捨てず武力彈壓にも一面妥協の含みが残されていたが小銃、機關銃のみで武装する彼らは裝備で數段優れている政府軍を相手に果敢に抗争し數的に大なる犠牲をおして戦闘を繼續して來た。昨年未までの交戦回数は三百回以上と言われる。

### (3) 農地制度改革計畫

この開政府側は武力による鎮壓のみを以つては問題の完全なる解決を望みえないことを悟り慎重に農地制度の改革に着手した。

フィリッピンの經濟構造はスペイン統治の時代より今日まで一貫して農業を基底とする關係よりその社會様式も一般的に大地主、貴族を頂点とする封建的ピラミッド型で示される。大地主はスペイン時代の莊園制度の影響を受けた傳統的土豪階級であり同じく廣大な土地所領を有するスペイン系混血種の貴族と共にいわゆる特權階級を構成している。これに對し農耕勞務者は地主に對し經濟的には勿論身分的にも隷屬する庶民階級であり前記ピラミッド構成の底

邊に當つてゐる。兩者の間の生産關係は三種に大別され(一)土地所有者が自ら經營し農民は純粹の賃銀勞働者である『地主農耕制』(二)耕作者が一定額の小作料を支拂うことによつて土地を借受ける『定額小作制』(三)土地所有者、耕作者ともに收穫に直接的利害を分擔する『分益小作制』に分けられるが何れにせよ土地所有の偏在が甚だしく中部ルソンの水田地帯においては住民の1%が全土地面積の九九%を所有し時によると土地主の土地で耕作する農民の數が三万名に及ぶ状態であるといわれる。

これらの制度の下において農民が生活を維持することは到底困難で勢い借財を重ね地主に對し經濟的隷屬はもとより私生活の面までその支配を委ねるようになった。米國領有以後の技術的改良は相當の増收をもたらしたがなお農民層の境遇を改善せしめるには至らず、セイヤー高等辨務官も「増収した分は政府、地主、都市へと流れてゆき地主、小作人間の封建的關係を改善するには役立たなかつた」と述べている。

共和國獨立直後の四六年七月二十日マニラにおいてロハス大統領司會の下に地主、農民及び議會代表の協議を行い農民側の要求により收穫の三〇%を地主、七〇%を農民に分配することが決定されたがこれには従來地主側から貸與せられていた耕作諸道具、水牛、車輛などに關する諸經費一切を農民側が負擔すると言ふ條件が附せられたので必ずしも農民側にとつて甚だしい改善とは言えないものであつた。この決定により最も不利益を蒙るのは小地主階級であるために彼らは政府に對し抗議を發したが結局かくの如き姑息なる方法を以てしては古い傳統に立つ土地制度の抜本的改革を前唱するフクバラハツグ側の主張を満足せしめるには程遠く引きつゞき土地改革は政府に課せられた重要懸案の一として残されていたのである。



## (四) 對日協力者裁判の問題

(米國政府より裁判權をフィリッピン政府に移管す—摘發と審理の進行狀況—大赦問題)

## (1) 米國政府より裁判權をフィリッピン政府に移管す

對日協力を行つたフィリッピン人の裁判管轄權に關してはコモンウェルス制度の下における米比關係に基き法理論的にも微妙な問題であり叛逆行爲の對稱は米國政府であるか或いはフィリッピン政府乃至はフィリッピン國民に對するものであるかにより裁判管轄の所在にも自から論議の餘地がある。

フィリッピン側では終戦直後一九四五年十月にマニラに人民法廷 (Peoples Court) を開設し對日協力者裁判の實施に備えたが管轄權の所在が明確でないために裁判は行われなかつた。

翌四六年に至つて四圍の情勢より米國政府は裁判權をフィリッピン側に移讓することを適當と考え三月十六日トルーマン大統領は「戦争中の對日協力者に對する裁判權をフィリッピン政府に移管する」旨の聲明を發表し本問題處理の基礎を確定した。かゝる聲明が發せられるまでには前述の如くコモンウェルス政府が完全獨立に至る過渡的なる形態であることを根據としてあらゆる検討が加えられ米國司法省よりウオーター・ハッチンソンを首班とする現地調査團の派遣をはじめ陸軍長官、マクナット高等辨務官の報告提出、マツカーサー元帥の勸告などが行われたが結局意見は移讓論に一致し獨立を目しように控えた政治的考慮も加味されて決定を見たものである。

フィリッピン側は直ちに前記マニラ人民法廷をして審理に當らしめることとした。

## (2) 摘發と審理の進行狀況

人民法廷から對日協力者として摘發された者は昨年年末までに五千数百名に上りその中にはホセ・ラウレル大統領はじめホルヘ・ヴァルガス (行政府長官後に駐日大使) キンティン・パレデス (土木交通相) クラロ・レクト (外相) ラファエル・アルナン (農相) ヘドロ・サビト (經濟相) ベニグノ・アキノ (國會議長) テオフィロ・シソン (司法相) などのラウレル政府要人を網羅している。

審理の進行狀況は極めて遅々としており、昨年七月までに審理を終了したものは三七二件 (有罪一〇五、無罪七、公訴棄却二六〇) に過ぎず審理豫定件數五千件以上が残つてゐる状態であつた。しかも有罪判決を受けたものの中で所謂大物はシソン司法相一名 (終身刑) でありこれも直ちに最高法院に控訴して最終判決は未決定のまま長期の保釋生活を送る狀況であつた。ヴァルガス、ラウレルなどに關する裁判も形式的に數回の公判を行つたのみでいずれも保釋金を積んで自由な生活を許されていた。

## (3) 大赦問題

かゝる裁判の遅延は終戦直後の興奮を脱した國民の間に對日協力者を愛國者として是認する氣運を生じたことが根本原因であるがロハス大統領自身對日協力者として反對派の非難を蒙つた経緯もあり、政府の態度はかゝる一般の風潮に完全に同調するものであつたのである。これを反映して對日協力者大赦問題は早くから一部に論議せられていたが昨年末に至り大赦問題は急速に具体化し議會提出の運びに達したと報せられた。本案は審議未了のまま、越年したが後述の如く一月二十八日ロハス大統領は改めて大赦令に署名して議會に提出し二月十三日に兩院を通過成立した。



## (五) 對外關係の調整

(對米關係——その他の諸國との關係)

## (1) 對米關係の調整

獨立後政府は直ちに米國との一般關係條約締結交渉に入り四六年十月二十二日ロハス大統領とマクナット大使との間に批准の交換を完了した旨二十四日米國務省から發表された。右條約の主要點は左の如くである。

- 一、アメリカはフィリッピンの領土並びに人民に對し有していた主權を撤回し新共和國の獨立を承認する。また兩國は通常の附隨的特權を有する外交代表を交換する。
- 二、フィリッピンが独自の外交機關を設けうるに至るまでアメリカは自國の施設を通じてフィリッピンを援助する。
- 三、フィリッピン政府はその領土並びに人民に附隨する一切の負債を承認しこれが支拂いの措置を講ずる。
- 四、アメリカ大審院に繫屬中の米比兩國民に關する訴訟は同大審院に依り覆審せられるが爾後同院はフィリッピン内に發生する事件に對し右覆審權を放棄する。
- 五、米比兩國民はそれぞれ相手國政府に對する要償權の解決措置を講ずる。
- 六、フィリッピン政府は一八九八年十二月十日パリにおいて締結されたフィリッピンの對米割讓に關する米西講和條約及び一九〇〇年十一月七日ワシントンにおいて締結された米西條約に基き米國が受諾した現存する一切の義務をそのまま繼承する。

務をそのまま繼承する。

- 一、一般關係條約に引きつゞいて將來の兩國間提携協力を主眼とする協定も順次に締結され現在までに航空協定(四六・一一・一六) 調停協定(四六・一一・一六) 基地協定(四六・一二・二二) 通商協定(四六・一二・二七) 相互防衛協定(四七・三・一四) 軍事援助協定(四七・三・二一) などが成立している。これら協定の主要内容は次の如くである。
- 一、米比航空協定 互惠的に相手國商業航空路の自國乗り入れを認めるもの。
- 二、米比調停協定 兩國間に外交交渉により解決不可能なる問題が発生した場合には第三國委員を含む合同委員會にかけて解決を圖る。
- 三、米比基地協定 軍事基地の設定はフィリッピン獨立の實效を害するという反對があつたために締結に際して相當困難があつた。このため結局「米比共同防衛のために基地設定の必要を確認する」原則的協定に止り特定の基地に關しては他の協定(相互防衛協定)に譲られることとなつた。
- 四、米比通商協定 米國議會を通過成立したフィリッピン貿易法の趣旨を協定の形で確認したもので獨立後二十八カ年に亘る米比特惠貿易關係を規定している。
- 五、米比相互防衛協定 米國に主要基地として陸軍用一、海軍用四及び補助小基地十カ所の九十九カ年租借を許すとともに基地内に於いては一、二の例外を除き米國の司法權を認め基地外に於いては米國軍人に對しても大體フィリッピン側司法權が適用されることを規定している。
- 六、米比軍事援助協定 米國からフィリッピン國軍に對し武器彈藥を供與し技術的援助及び訓練などを行わんと



するもので差し當り五〇年間有効と規定されている。

以上は米比兩國間國交關係の形式的基盤といふべき條約及び協定であるがこれと平行して大使の交換、相互外交事務處理機關の整備なども順調に行われている。即ちフィリッピン獨立の結果米國におけるフィリッピン問題の管轄は内務省から國務省に移管され初代駐比大使としてはポール・U・マクナット高等辨務官が任命され四六年七月四日にマニラ大使館を開設した。(マクナット大使は四七年五月下旬辭任し後任大使には現在のエメット・オニールが任命された)一方フィリッピン側では七月十日從來の駐米代表カルロス・P・ロムロを國際連合代表に任命すると共に駐米大使としては著名實業家で元駐米代表の經歷あるホアキン・M・エリサルデを任命した。

(2) その他の諸國との關係

フィリッピンは終戰直後の四五年九月二十二日オスマニア大統領の署名により國際連合の構成員となり獨立後諸外國に互して國際社會に發言すべき基礎を確立した。獨立達成後はキリノ副大統領が外務長官を兼任し前記のごとく對米關係の調整に著々成果を上げると共に他の諸外國との外交關係を活潑に開始した。その結果昨年までに左の如き諸國と友好條約の調印を了し國際社會における同國の比重は漸次向上にむかつている。

中國との友好條約(四七・四・一八)

フランスとの友好條約(四七・六・二七)

イタリーとの友好條約(ク 七・一〇)

スペインとの友好條約(ク 九・二七)

これらの條約の中で最も問題となつたのはフィリッピン・スペイン間友好條約であつた。これは四七年六月キリノ外務長官訪歐の際マドリッドにおいて交渉の端緒を開いたがスペインが國連加盟國でなく、かつフランコ政權に對する反撥から國連は加盟國外交使節のスペイン引揚げを決議している關係があるために加盟國であるフィリッピンとしては國連當局に對する諸般の顧慮から調印を遠慮すべしとの意見が行われたからである。フィリッピン政府はこれをおし切つて調印したがキリノ外務長官は調印に際して「スペインとの友好條約の調印は國連憲章に對する違反とはならない。國連が加盟國とスペインとの外交關係を禁止していない以上はフィリッピンが自國の判斷に従つて行動することは自由である」旨の談話を發表し自主的な外交推進の決意を明らかにしている。

二、本年五月までの重要問題

(一) 對日協力者大赦令

一月二十八日ロハス大統領は對日協力者に對する大赦令に署名し議會に提案した。大赦問題は過去二カ年に亘つてフィリッピン政界の懸案とされてきたものでその成立はラウレル以下政界巨頭連の復歸の前提となり、従つてフィリッピン政界の今後を確定するものだけに上、下兩院とも法律改正委員會及び大赦委員會を組織して慎重に討議した。大統領原案は政治的、經濟的對日協力者に對する大赦を規定しており審議前に署名を終つていたので兩院を通過す



れば直ちに成立發効するものであつた。本案に對する論争は主として左の二點に集中された。

(1) 經濟協力者は日本側との提携により巨利を博しておりこれに對する國民一般の反感は今なお強烈であるから彼らに對する大赦の適用は國民全体の意思に反するのではないか。

(2) 原案によると政治、經濟の有力者のみが大赦に浴することになるがこの様な制限は政治的大物の復活に役立つだけでこれらの下で動かされたに過ぎない一般協力者に對して不公平ではないか。

第一點に關しロハス大統領は「日本側に物資を賣却したものに對日協力の意思があつたことを立證しかつ取引の現場を目撃した證人を必要とする關係から現在の裁判法規の下では有罪の確證を握ることは極めて困難である」と消極的説明を加えたが反對派を納得せしめるに至らず二月四日の下院審議に際しては經濟犯を大赦適用範圍より除外する修正案が討議せられるなど激しい論争が行われた。

第二點に關しては野黨たるナシヨナリスタ黨は勿論與黨内部にもタナダ前檢事總長をはじめ強硬なる反對者があつた。これは具体的には戰時中日本の支配下におかれたフリツピン憲兵隊員、マカビリ隊員（日本軍に協力したフリツピン人軍隊）などが大赦に浴しない結果を不公平なりと主張するものでタナダ氏は「今回の大赦はいわゆる大物の救済に役立つだけであり原案によると現在人民裁判所で未決となつてゐる對日協力事件四、四四七件中の三、五二二件（約七七％）は除外されることになる」と數字を上げて強硬に反對した。論争は更に後出のフクバラハツプに對する大赦問題にまで發展して紛糾を極めたが結局政府側は壓倒的與黨勢力によつて原案を通過成立せしめた。（上院二月六日、下院二月十三日通過）これにより檢事局側は直ちに大赦適用者の公訴棄却を行いラウレル、ヴァルガスなど

は今後の政治活動の自由を獲得することゝなつた。

### (二) ラウレル、オシアスの大統領立候補聲明

大赦令の適用を受けたラウレルは三月九日に明年度の大統領改選にロハス大統領に對抗して立候補する旨を聲明し四月下旬ナシヨナリスタ黨より指名を受けた。また同じく大赦に浴したカミロ・オシアス（ラウレル政府の教育長官）もラウレルが立候補せねば自分がロハスに對抗して出馬する旨を三月二十三日に言明した。これは關し四六年の選挙にナシヨナリスタ黨より立候補しロハスと覇を争つて敗北したオスメニア前大統領は四月十一日非公式ではあるがラウレル支持の態度を仄めかしている。

### (三) ロハス大統領の急死と反政府勢力の動向

かくの如く政界が多事のさ中において四月十五日ロハス大統領はマニラ北方クラク・フィールド視察中心臓まひのために急死した。後繼大統領には十七日副大統領兼外務長官エルビデオ・キリノが昇格就任し二十日に行われた初記者會見において對米協調及び國內治安恢復の二方針を明らかにした。

ラウレルを主導力とする反政府派の動向は漸次活潑になることが豫想せられキリノ政府としては或る程度政策の讓



歩を行つても閣外反政府勢力との妥協を企圖する必要に迫られるであろうがこの點に關して四月二十三日のデリー・ラヂオはキリノ大統領が連立内閣組織を考慮シラウレルを政府要職に招請する意向であると報道している。一方キリノ政府全般に亘る補強工作が行われると見る向きもあるが、その候補者としてはさきに二月下旬マニラ米系中立紙デイリー・ブレットイン紙が大赦令適用者中よりロハス内閣補強工作の候補者としてかゝげたホルヘ・ヴァルガス(元駐日大使)クラロ・レクト(元外相)アントニオ・ドウ・ラス・アラス(元財務相)などが考えられている。

なむかゝる政府妥協工作の成否はラウレル以下の出方いかんにかゝつてはるがロハスの死後もラウレルは依然として政府攻撃の手をゆるめず政府の治安問題に關する無能と對米無制限經濟依存方針に對して非難を加えている。ラウレルはさきにフィリッピン資源開發に當り米國人にフィリッピン人と同等の權利を認めるパリテイー憲法修正案に反對し、またフィリッピン内に米軍の軍事基地を設置することを内容とする軍事基地協定にも猛烈に反對したところから反米的と稱せられ對米經濟依存に關しても「外國資本の導入はフィリッピンの復興に不可欠であるがそれには限度がなければならぬ」と警告している。しかし反米的と目されることは選舉を控えて民心の把握に有利でないと考えられて來た模様で最近のAP電は彼が渡米の意思のあることを仄めかしたと伝え、またトルーマンの反共聲明に關して「米ソ間に第三次世界戦争が勃發した場合フィリッピンは再び米國側に立つて戦うべきである」と言明しているのは國際情勢の緊迫と共に彼の立場にもある種の變化を豫想させるもので連立政府參加問題に關する彼の出方が注目される。

#### (四) フクバラハツプ問題に關する政府對策

##### (1) フクバラハツプ及び全國農民組合に對する非合法宣言

ロハス政府は既述の如く(一)、(三)参照)フクバラハツプ問題に關しては全面的武裝解除を前提とした妥協方針でこれに臨みしばし行われた武力掃蕩にも一面協調の含みが残されていた。

しかるに本年に入つて政府は早急にフクバラハツプ對策を確定する必要に迫られるに至つた。これは當面の治安恢復という現實的必要に基く一方、對日協力者大赦案の議會提案を控えて、對日協力者に對する大赦が認められる以上たとえ當局によつて不法團體の取扱ひを受けているにせよフィリッピンの解放を目指して活動した過去の経緯からもフクに對する大赦をも行うべきだとの意見が政界の一部に主張されていたためである。一月初旬政府側はアヴエリノ上院議長をしてフク總帥ルイス・タルクとの妥協工作を行わしめ數次の會談が行われたが政府側の要求する無條件降伏に對してタルクは強硬に反對したため會談は停屯しついに一月十一日ホセ・スルエタ内相は「フクバラハツプ運動が單に治安維持上の問題でないとのタルク氏の意見には同意するが當局はフクの改革運動がフィリッピン憲法に從つて行われることを求めるものでありかくてこそ正常な問題解決の運びとなるわけである。政府はこの意味よりフクの無條件降伏をあくまで主張するもので依然彼らが挑戰的態度に出るならば掃蕩戦を一層強化するよう指令する他ない」と聲明して妥協工作は失敗に終つた。

こゝにおいて政府は従來の政策を一變し武力彈壓強行の方針をとることとなり一月二十二日地方長官會議において



ロハス大統領は右の決意を表明、次いで二十六日に發表された大統領年次教書においてフクバラハツプ及び全國農民組合を非合法団体と正式に宣言し更に三月六日特別記者會見においてロハスはこれら団体が親共産主義的活動を行っていることを立證する秘密文書を公表し二日後の八日を期して有力團員の檢舉を開始した。本格的武力行動に必要な議會の承認、これに伴う豫算的措置（四百万ペソを要求すると伝えられている）などは懸案となつてゐる。

政府のかゝる方針に對しては各方面の強硬な反對があり特にオシアス上院議員の如きは三月十八日政府の兩團體に對する非合法宣言を攻撃し「大統領が一本のペンで任意の團體の非合法を決定するが如きことは正にフィリッピンが全体主義への道を進むことを意味する」と語つており、與黨内部においてもホセ、ヌエノ議員の如く「非合法宣言は明らかに獨裁的でフィリッピンのような民主主義國では許されない。團體を非合法となしうるものは裁判所だけである」と非難している者もある。

かかる非難をおし切つてロハスを失つた今日の政府が彈壓政策を強行することに少なからぬ困難が伴うことは明らかで何らかの政策變更も豫想される状態となつた。キリノ新大統領が先例のない自動車視察巡行をフクバラハツプ全地區に亘つて行つたことは政府政策の轉換を豫想させて注目を惹いたが果して五月中旬キリノは自己の兄弟であるアントニオキリノ判事をルイス・タルクの許に派して妥協工作を再開した。今回は農民が武器を提出して降伏すると同時に政府は大赦令を發し今後憲法の規定する自由を保障するという條件で妥協工作が進められ途中タルク・キリノ兩者の病臥により遷延を重ねながら五月十四日に九項目の協定案調印、六月二十一日タルクのマニラ出頭並びに歸順と同時にキリノ大統領の大赦令署名が發表された。大赦令は直ちに議會に提出され六月二十五日發効したのでこれに應

じて武装農民が順調に武器の提出を行えば數カ年に亘り國內問題中の最大懸案であつたフクバラハツプ騷擾も一應の解決を見るわけであるがフクバラハツプ及び全國農民組合の年來の主張である土地制度の根本的改革に關しては具體的報道がなくまた伝えられる兩團體と共産主義勢力との結合が強固なものであればこれと政府側との妥協が内外の關係に及ぼす影響も微妙なものがあつ今後なお多くの問題を内蔵している。

#### (2) 土地買上げ法案

土地制度の根本改革に關し従來政府の行つた措置は既述の如く收穫米の分前を耕作者に七割、地主に三割と決定したのであるが(一)、(三)、(三)参照)本年三月四日上院司法委員會はアヴェリノ上院議長提案にかゝる土地買上げ法案を承認している。本法案によれば個人所有は一四四ヘクタール以上、法人所有は一、〇二四ヘクタール以上の土地を政府が買上げて小作人に賣却することを規定しており従來の姑息なる措置に比較すれば大なる進歩と言ふべきであるが元來フィリッピンにおける農地の配分は過少地主所有地が大部分であり、一〇ヘクタール以上のものは僅かに全体の四・三%と言われるから買上げの對稱となるものは極めて小部分なるを免れない。

### (五) 對 外 關 係

#### (1) 外交、條約關係

獨立後フィリッピンは對外關係の調整に努め昨年末までに米國をはじめ中國、フランス、イタリ、スペインなどの諸國と友好條約の締結に成功したが本年に入つては一月十六日ロンドン、マドリッド、南京の三首都に公使館開設を發表し、英國との間には一月早々航空協定を締結した。また三月十八日には南米エクアドルとの公使交換を決定、



四月二日にはクーデター後のシヤム政府を正式承認した。ロハス大統領の死後も従来外相を兼任していたキリノ新大統領の下で活潑に諸外國との條約、協定などの締結交渉を続け目下着手され或いは締結交渉の意向があると傳えられているものには對シヤム航空協定(交渉中)對米通商航海條約(起草中)對アルゼンチン友好一般條約(交渉中)對スペイン航空協定(起草中)などがある。なお現在までに正式外交關係を結んでいるのは米國、英國、中國、イタリ、スペイン、オランダ、スイス、フランス、エクアドルの諸國である。

### (2) 華僑問題

華僑の經濟支配力に對する排除運動は獨立後の國內自主經濟確立に關する要請の増大とともに次第に硬化していたが本年に入つて華僑の市場閉め出し問題を契機に紛糾し事件は外交問題にまで發展した。

フィリッピン華僑の数は一九三九年の國勢調査によれば僅かに十一萬餘であるが質的に見てフィリッピン經濟界に對する支配力は絶大であり國內商業は事實上その獨占下にあると言われこの蓄積された商業資本は精米業、木材業、鑛業などに對する投資となつて現われている。戦後の國內工業化計畫の推進、經濟自主への熱望が高まるにつれてその前面にわたかまる華僑の經濟力排斥の方向にむかうのは自然の趨勢で第一の目標としてマニラ公設市場より華僑を閉出さんとする措置がとられることゝなつた。これはマニラ市の命令により規定され二月末日を以つて百五名の華僑が職場を失うことゝなつた。

陳中國公使は大統領事務局、市當局などと折衝を重ね外交的解決を企圖すると共に被害中國人よりは最高法院に提訴して違憲を主張し強硬に争つた。この結果三月一日の發効期日は暫時延期されたが今なお解決に至らず何れ本命令

が發効することは必至と見られている。華僑經濟力の全面的排除が一朝一夕には行いえざること明らかであるが民族經濟の自主要求に伴う排華政策の實施はフィリッピンに限らずマライ、シヤム、インドネシアなど南方各地域に普遍的の現象でありフィリッピンにおいても今後當分は本問題をめぐる兩民族の角執がつけられると思われる。

### (3) 對日關係

一月九日キリノ外務長官は記者會見において「日本を窮乏状態に止めることは好戰的日本の再建と同様にフィリッピンの安全に對する脅威である。現在フィリッピンに見られる顯著な反日感情のために日本政府による自治と自立經濟維持の努力が妨害されてはならぬと思う」と述べている。この言明はキリノ新大統領の對日方針の一端をうかゞわしめると共にフィリッピン朝野に依然として瀰漫する反日感情の存在を明示している。

本年に入つてからもロムロ國連代表の對日政策緩和反對聲明(二月十七日)カンダレオン國防相の日本五十年信託統治說(二月二十一日)など政府首腦者による重大言明の他にも幾多の小問題に關して反日的感情の存在を明示する事例が少ない。フィリッピン水域における日本漁撈の拒否(二月九日)アジア食糧會議への日本人代表出席反對(二月十八日)對日鑛産物輸出禁止に關する商務省より外務省への勸告(三月十八日)などがこれである。

キリノ大統領は就任後對日友好關係樹立の必要性について語りまた五月一日には極めて制限的ながら對日貿易方針に關する聲明が發せられている。これらは緩慢なる對日態度好轉の兆と見るべきであるが他方フィリッピン財界における日本工業復活に對する危惧感、賠償緩和によるフィリッピン工業化計畫停屯の懸念なども根強いものがあり一般的友好感情の樹立には程遠い。(なお對日貿易再開問題に關しては經濟五ノ(二)参照)



## II 經濟狀勢

三〇

### 一、戦後の財政狀勢

#### (一) 概説

戦争の結果甚大なる被害を蒙つたフィリッピンは國內復興に多額の經費を要するのみならず一九四六年七月四日米國よりの完全獨立に伴い従來米國政府豫算に計上されていた國防、外交關係經費をも自國において負擔することとなり(國防費は三六年度より一部負擔)政府歳出豫算は急速に膨脹した。加うるにフィリッピンも東亞各國の例に洩れず終戦直後の一般的物資不足と生産費の高騰を経験し四六―四七會計年度(四六・七・一―四七・六・三〇)においては前例のない赤字財政に陥つたが米國よりのクレディットによりこれを切りぬけた。その後税制の改革による租税増徴、貿易の復活による關稅收入の増加などにより漸次立ち直り四七―四八會計年度においては概ね收支相償う状態となり更に目下議會に提出中の四八―四九會計年度豫算は歳入の餘剩豫想額百萬ペソ以上と發表され政府財政は健全なる軌道に乗つたと言いうる状態に達した。

歳出、歳入の狀況を戦前と比較すれば左の通りである。

年 度	歳 出	歳 入	收支 狀 況
一九〇一―二年	二七、九八八、〇三二	二七、四五二、二二二	(-)
一九一五―六年	三八、〇九七、二〇〇	三九、四四八、二二〇	(+)
一九三五―六年	七五、九三三、〇〇〇	八二、八三九、〇〇〇	(+)
一九三六―七年	九二、三六六、〇〇〇	一〇三、五〇二、〇〇〇	(+)
一九三七―八年	六八、四八三、〇〇〇	六五、八一七、〇〇〇	(-)
一九三八―九年	七九、〇〇〇、〇〇〇	七九、三〇〇、〇〇〇	(+)
一九三九―四年	九一、五二〇、〇〇〇	九七、〇六二、〇〇〇	(+)
一九四〇―一年	八九、一四九、〇〇〇	九一、一七八、〇〇〇	(+)
一九四一―二年	一六三、〇〇一、〇〇〇	一六三、八八六、〇〇〇	(+)
一九四六―七年	二四六、〇〇〇、〇〇〇	一七四、〇〇〇、〇〇〇	(-)
一九四七―八年	二五〇、〇〇〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇、〇〇〇(豫算)	(-)
一九四八―九年	二三〇、八〇〇、五〇七	二四六、〇〇〇、〇〇〇(五、三迄実績)	(+)
(豫算)		二六〇、〇〇〇、〇〇〇	(+)

三一

(單位ペソ)



## (二) 歳出、歳入及び收支状況

## (1) 歳 出

歳出豫算使途の重點は國防費、復興土木事業費、文教費などにおかれ四七—八會計年度總豫算約二億五千萬ベソの中、國防費は七千七百萬ベソで三〇・八%（この中七千百萬ベソが陸軍費）復興土木事業費は六千六百萬ベソで二六・四%、文教費五千四百萬ベソで二一・六%を占めており、また四八—九年度では總豫算額二億三千万ベソ中、國防費八千六百萬ベソで三七・三%、文教費は七千四百五十萬ベソ三三・三%となつてゐる。

國防費は獨立後の國軍整備と中部ルソンの農民騷擾に伴う國家警察の増強から必要とされるものであり、復興土木事業費は道路並びに港灣の修理及び建設を内容とするもので四七年度より四カ年計畫として發足し、後出の米國戰爭損害補償委員會支出の復興費とは別個のものである。文教費の重視は英語教育の普及に専念した米國統治時代以來の傳統的傾向で戰爭直前の四—二年度豫算においても國防費二四・一%を凌駕して經常歳出の四一・七%を占めていた。

## (2) 歳 入

歳入は毎年著増しており特に四六—七會計年度後半に入つて租稅徵收機構を改編強化し徵收能率を上げる一方臨時法人所得稅、戰時不當利得稅など新稅源よりの徵收に着手し收入業績を向上した。中でも徵稅機構整備による内國稅徵收額は四六—七年度徵收豫算五千萬ベソに對し一億七千萬ベソ以上の実績を収めた。

四七—八年度の總收入実績は未だ發表されないが四七年七月一日より四八年五月三十一日迄の徵收總額は二億三千六百萬ベソで前年同期に比して約八千八百萬ベソの増加を示していると言われ年度末である六月三十日までには二億七千萬乃至二億七千八百萬ベソに及ぶと豫想されている。これは同年度における歳入豫算額たる一億三千万ベソの殆ど倍額に等しい數字である。收入の大部分は稅收入（關稅收入を含む）であり、しかも稅收總額の主要部分が消費稅により占められ、いわゆる植民地の消費經濟型を示している。四六—七年度においては稅收入總額の三〇%が消費稅その他は營業稅、家屋稅、鑑札稅などが主なるものである。四七—八年度歳入内譯は不詳であるが戰時不當利得稅は三千万ベソ程度と豫想されている。

戦後の公債發行狀況については情報がないが從來よりフィリッピンにおいては土地買収、鐵道買収、土木公益事業などの目的で起債するが赤字補填の爲の公債發行は行わないと言ふ點に特色があり、戦後政府財政の赤字は米國のクレディットにより補填され復興關係にも多額の援助を受けている現状では巨額の起債は行われていないと想像される。なお一九四〇年現在における公債發行總額は約一億五千万ベソ程度であつた。

## (3) 收 支 状 況

以上で明らか通りフィリッピンの財政は既に戦後の混亂期を脱し收支の均衡を保つに至つてゐる。即ち四六—七年度の七千二百萬ベソの赤字は米國復興金融會社を通じて供與された七千五百萬ドル（一億五千万ベソ）のクレディットの一部を以つて補填し、四七—八年度においては豫算面の赤字は歳入実績の著増によりカバーされる事が可能な状態である。更に四八—九年度は豫算面においても三千万ベソ以上の黒字に轉じてゐる。



フィリッピンは従来よりいわゆる健全財政を持續し米國領有の當初及び一九二九年の世界恐慌當時以外は殆ど毎年餘剰金を計上する状態であつた。戦後のフィリッピンがいち早く健全財政を恢復したことも、同國政界切つての財政通と言われるロハスが大統領として經濟建直し策を敏速かつ積極的に實施したことに負う所がもとより少くないが一面においてはフィリッピンが従来本國たる米國の財政政策に依存して後進國的、植民地的財政の型に立つ健全財政を維持して来たという本質が獨立後においてもいさゝかも變化せず米國の財政援助政策を以つて國家財政の根本的支柱としてゐる事實は没却しえない。

### (三) 米比合同財政委員會の活動

米比合同財政委員會は「獨立後のフィリッピンにおける財政、豫算問題及び政府の財政的必要について調査する」目的で一九四六年十一月月上旬に設置され主任委員には米國側エドガー・クロツスマン、フィリッピン側ミグエル・クアデルノ財務長官が夫々任命された。これより先四六年五月にロハス大統領は米國を訪問し獨立後五カ年間の財政不足補填費として四億ドル借款を受ける諒解を取りつけたが、かかる巨額の借款が果してフィリッピン政府財政の調整に不可欠であるか否かに關しては検討の餘地があつたので本委員會の設置は實質的には四億ドル赤字借款を査定するという使命を有しており、従つて委員會調査報告書の内容は各方面から重大な關心を以つて注目せられていた。

委員會は設立後約半年に亘り實地調査を行つた後四七年六月中旬トルーマン、ロハス兩大統領に同時に報告書を

提出し七月その内容が公表された。報告書によれば「フィリッピン政府はその支出を外債によらず國民の收入によつて賄うべきであり各般の情勢により判斷すればこれは不可能ではない」との結論を下しこれが具體的方策として多くの建言を提出している。

報告書は先ず自力更生の重要性を指摘して合理的な税制整理と精力的な公債政策により政府財政を健全な基礎におさうる可能性を強調した。また若干の基礎工業の生産能力は減退しているがフィリッピンは他の戰災諸國と異り豊富なドル資源と安定した通貨、無制限の輸入貿易を有しており、國民所得は増加しフィリッピン經濟は大いに好望であると述べている。一方生産の恢復と共に貿易も次第に振興し巨額の外國爲替を獲得することが出来、これを莫大なる米國の年々のドル支拂と合算すれば一九五〇年末までのフィリッピンの總收入額は二十億ドルを超過するであろうと豫想を述べている。かゝる有利なる條件を具備するフィリッピンは政府財政の目前の緊迫を外債によるよりは國民收入により賄うべきことは明らかでありその方法として報告書は左の諸項目の實施を推薦している。

- (1) 中央銀行を設立し管理通貨制度を採用すること。
  - (2) 奢侈品の輸入を嚴重に制限することにより外國爲替を備蓄すること。
  - (3) 税制の改革により四八年度豫算の欠算を最少限度に壓縮し四九年度において赤字を消滅せしめること。
  - (4) 内國債の發行により財政建直しに資すること。
  - (5) 銀行の強化擴張により官民事業に對する融資を便利ならしめること。
- かくてロハス大統領が獲得に奔走した四億ドル借款は一應保留の形となり後述の如く七千五百萬ドルを供與された



に止まつたが(二の(六)参照)委員会の建言は着々実施に移され徴税制度の改革をはじめ本年六月十五日には中央銀行設立を決定、また六月二十三日には奢侈品、半奢侈品の税率引上げを行うなど本委員会がフィリッピン財政の再建の寄與したところは少くない。

#### (四) 中央銀行設立問題

中央銀行設立の問題は戦争前からフィリッピン財界の懸案となつていたもので當時は中央銀行に爲替管理を行わしめる點に對する在比外國銀行筋の強硬な反對により實現を見なかつたのであるが米比合同財務委員会の勸告と復興財務上の切實なる現實的要求から再び取り上げられ本年六月十五日設立法の成立を見た。

フィリッピンは従来より硬貨方針を堅持しペソ貨は米國々庫に預金してある三億五千萬ドル以上のペソ貨準備基金により一〇〇%に裏付けられていたがこれを近代國家的な管理通貨制度に切換え通貨に弾力性を附與すると共にクレディット及び爲替の適切なる管理を行なわしめることが中央銀行設立の目的であつた。原案は故ロハス大統領により本年二月二十七日議會に提出され下院は銀行資産の二五%を金もしくは銀で保有する旨の修正を加えて四月二十八日法案を可決したが、上院においては豫想外に反對論が強く實業界出身の自由黨ツイセント・マドリガル議員、ナシヨナリスタ黨ラモン・デオクノ、カルロス・ガルシア議員などが反對し、また外國銀行筋による院外反對運動も強かつたが結局下院修正點に關し銀行資産の二五%を金のみで保有することに再修正し五月二十日これを可決、六月十五日

キリノ大統領の署名により成立した。

キリノ大統領は中央銀行法案と同時に米國々庫に預金してある準備基金中より一億ドルを前借する法案に署名しこれを以つて直ちに復興ならびに開發を促進するための諸計畫を實施に移すこととなつた。また中央銀行設立に伴う銀行關係法規修正案も六月十六日上院を通過しているがこれによるとフィリッピンの銀行はフィリッピン市民が六〇%以上の資本を所有しかつフィリッピン市民が經營することを必要とし、外國銀行は新中央銀行の監督機關となる通貨委員會の承認がなければフィリッピンで營業することが出来ないことになつてゐる。キリノ大統領は六月中にフィリッピン勞働統制法案及び鑛山關係外人技術者就業制限法案などに對し拒否權を行使し最近フィリッピンの立法傾向が過度に民族主義的であるとの外國筋の非難を容れてゐるので本案の採否も確乎たる見とおしはつかないが、いずれにせよフィリッピンが従来一貫して守つて來た嚴格なる通貨準備制を拋棄して通貨發行に弾力性が與えられたことは同國復興の途上に一エポックを劃するものであることは疑いない。

## 二、米國の對比經濟援助

### (一) 概 説

フィリッピンの經濟再建を積極的に支援する米國の政策はフィリッピン復興法(戦争損害補償法)貿易復興法、軍



事援助法など一連の援助法の決定、各種の借款供與、尨大なる餘剩物資の讓渡、或いは食糧補給などとして具體化してあり内容は多種に亘つてゐるが便宜本項に一括して概説する。

先ず終戦以來米國がフィリッピンに對して行つた經濟援助の總額に關しては援助の内容が區々である爲に正確な數字を把握することは困難であるが、四七年十一月三日に行われた米國上、下兩院合同委員會の發表によれば約八億ドルに上つてゐる。これは日本向け七億七千萬ドル、中國向け四億五千萬ドル、朝鮮向け二億ドルと比較するとフィリッピンが極東各國中で米國から最大の經濟援助を受けつゝあることが明らかとなる。更に前記委員會は今後五カ年に亘りフィリッピンが米國より受取る額は毎年五億ドルを下らないと豫想してゐるが、戦前の年間援助額平均二億ドル（一九三四—四〇年）また現在のフィリッピン政府歳出總豫算額約二億五千萬ペソ（約一億二千五百萬ドル）なることを思い合わせると米國の援助が同國經濟再建にいかん重要な役割を果しつゝあるかが理解される。

これらの受取額は米陸海軍省の給與その他の支拂、復員局の支拂、輸出貿易受取額及び援助法による支拂などを内容とするもので一九四六—七年度受取額の内容は左の通りである。

(單位百萬ドル)

米陸海軍省の給與その他の支拂	二八九
復員局の支拂	一一
戦争損害補償支拂	二
米國の租稅拂戻し	二九

破壊された通貨の補償	三
その他	一
計	三三五

右の中戦争損害補償支拂は二百萬ドルに過ぎないがこの分野における米國の支出は今後本格的に開始されるものであり戦損補償及び復興計畫に關する米國の總支出豫算額は約七億ドルに上り、一九五一年頃に全額の支出を終る豫定になつてゐる。これを一表で示せば左の様になる。

(單位百萬ドル)

フィリッピン復興法による戦争損害補償額	五二〇
内	
個人の戦争損害補償	四〇〇
公共財産の戦争損害補償	一一〇
餘剩物資讓渡協定による物資讓渡額	一三〇
赤字借款供與法によるクレディット設定額	七五
合	七二五

個別的に援助の内容を見れば次の通りである。



## (二) フイリツピン復興法(戦争損害補償法)

本法は終戦直後ミラード・タイディングス上院島嶼委員長により議會に提案されたが下院の審理に手間どつた爲四六年四月三十日トルーマン大統領の署名により成立した。これはフイリツピンにおける個人的戦争損害補償に四億ドル、公共財産の復興再建に一億二千萬ドル、合計五億二千萬ドルの支出を規定するもので復興の基礎となる最も重要な法律である。

米國政府は直ちにウェアリングを委員長とするフイリツピン戦争損害補償委員会を設置しマニラに事務所を開設して補償要求の受理、査定、支拂を行わしめることとした。同委員会は本年二月末で申請の受理を終つたが個人よりの補償申請件数は約百二十五萬件二十四億ベソ(十二億ドル)に上り、また公共財産に關してはフイリツピン政府から二百十件三億五千六百萬ベソ(一億七千八百萬ドル)の請求が提出されている。支拂の實施は未だ部分的で本年三月初までに個人申請中の約五萬件に對し一千四百萬ベソ、公共財産には約一千六百萬ベソの補償が行われたに止つてゐる。従つて委員會の本格的活動は今後に屬し一九五一年四月三十日に任務を完了する豫定になつてゐる。

戦争損害の補償は本法によるもの、他に餘剩物資讓渡協定による讓渡物件の賣却費中より一億ドルを充當することになつてゐるがこれについては後述する。

## (三) 貿易復興法

本法はフイリツピンの獨立後二十八カ年間の米比兩國貿易互惠關係を規定するもので提案者たるジャスパー・ベル上院議員の名をとつてベル・アクトと呼ばれてゐる。本法も復興法と同じく終戦直後に提案されたが後述の事情で審理が遅延し復興法と同時の四六年四月三十日に成立、引きつゞき米比間交渉により四六年十二月十七日締結された米比通商協定により確定された。

本法の内容は砂糖、米、アバカ、煙草、ヤシ油、眞珠などフイリツピン特産物の一定數量の米國への輸入を八カ年間は無税に、その後の二十年間は砂糖、米、アバカの三種は無税に、他の品目は毎年五%遞増の方式で二十年後に他の諸國と同率となる如く課税することを規定してゐる。この中砂糖の無税輸入に關して戦争中フイリツピンに代つて米國に對する砂糖輸出の地位を獲得したキューバ及び米國々内同業者から強硬な反對が唱えられフイリツピン側の要求量たる年間輸入量八十五萬ロング・トンを下院本會議で八十五萬ショート・トン(約十一%減)に削減され、これをまたロムロ駐米代表、マクナット高等辨務官らの運動で原案どおりに修正するなどの経緯があつたために審理が著しく遅延した。結局各品目の年間輸入割當數量は左の如く決定された。

砂糖	八五〇、〇〇〇ロングトン(中五〇、〇〇〇トンは精製糖)
米	一、〇四〇、〇〇〇ポンド
アバカ(麻)	六、〇〇〇、〇〇〇ポンド



葉卷煙草	一一〇〇,〇〇〇,〇〇〇本
無包裝煙草及び葉卷用煙草	六,五〇〇,〇〇〇ポンド
椰子油	二〇〇,〇〇〇ロング・トン
眞珠又は貝ボタン	八五〇,〇〇〇グロス

貿易復興法成立の意義は今後二十八カ年に亘りフィリッピン特産物の最も有利な輸出市場が確保されたことを意味し同國産業の順調なる復興に寄與するところは絶大であるが、一面より言えば本法並びにこれに續く米比通商協定は今後多年に亘りフィリッピン生産經濟が米國市場に一方的に依存し特産物單一栽培による植民地型生産を經濟存立の基礎とすべきことを確定したものであり、政治的獨立と共に經濟的自立をも確保せんとする主張に逆行するものと言わざるをえない。フィリッピンの政治、經濟的完全獨立を標榜する中部ルソン地區フクバラハツプの首領ルイス・タルクが本年六月末政府との妥協成立に際し今後の政治活動の目標として獨立の實を阻害するベル貿易法の廢棄を掲げているのはこの間の事情を物語るものであり、また反政府派の主導的地位にあるラウレルもしばしばベル法の不當を指摘している。更に米國側においてもバトラー上院議員が法案審議中の四六年四月四日に「砂糖割當量の増加運動はフィリッピンのためには得るところより失うところが多い様な始末になることを憂慮する。八十五萬ロング・トンと言ふ尨大な數量はフィリッピン農業の自給自足と多様化に關する致命的障壁となるであろう」と警告している。

#### (四) 軍事援助法

本法は下院外交委員長ソル・ブルーム及び上院島嶼委員長ミラー・ド・タイディングスの兩者により四六年五月末議會に提案され六月二十六日に成立した。その内容は獨立後の五カ年間に米國側がフィリッピン陸海軍兵員の教育、訓練及び特定の武器、軍需品、海軍艦艇の引渡しなどを行うことを規定するものである。

本法はフィリッピンの國防を強化して獨立國たるの實を備えしめかつフィリッピン政府國防費の負擔を軽減せしめるのに少なからぬ効果を有している。他面本法を成立せしめた兩國相互の實際的なねらいは米國側から見れば東亞における軍事的要據點の一たるフィリッピンの國防力強化は軍事基地設定などと平行して米國々防上重要な意義を有しており、またフィリッピン側より見れば獨立後の紊亂せる國內治安の鎮壓に軍事力の強化は不可欠のものであつた。

なお現在フィリッピンで活動中であるジョーンズ少將を長とする米國軍事顧問團も本法に基き設置されたものである。

#### (五) 餘利物資讓渡協定

終戦時太平洋地域には尨大なる米軍々需物資が蓄積されていたが、その中の最大量を占める在フィリッピン物資の大部分を特定の債務と相殺にフィリッピン側に讓渡するもので總額一億三千万ドルに上ると言われている。フィリッ



ピン政府はこれを賣却處分して賣上金を復興その他に充當するが中約一億ドル(二億ペソ)は戦争損害補償により當てられることになつてゐる。本協定は一九四六年九月十一日に成立した。なお最近フィリッピン政府の發表によるとこれら讓渡物資は保管中の破損や盜難により豫期どおりの賣却成績を上げることが困難なる模様でありまた五月には同物資の處理機關たるフィリッピン餘剩資産委員會内部の腐敗事情が傳えられ、實情調査のため三人委員會が設置せられるなどの問題を惹起してゐる。

(六) 赤字借款供與法

獨立第一年度の政府の赤字を補填するために七千五百萬ドルの借款を米國復興金融會社を通じて借與することを規定し四六年八月九日に成立した。赤字借款に關しては既述の如く四六年五月にロハス大統領訪米の際四億ドルの補填借款の諒解が成立したがその後米比合同財政委員會の報告書提出の結果現實に供與の交渉が進捗したのは七千五百萬ドルに止つた。

以上の他アンラ或いは國際緊急食糧委員會を通じての食糧補給に米國が演じた役割も少くないしまた現在交渉進捗中である電力開發借款問題などもあるがこれらは夫々食糧及び工業の項で説明する。なお右に述べた援助法その他の成立期日を一表で示せば次の様になる。

名	稱	成立年月日
フィリッピン復興法	(フィリッピン戦争損害補償法)	一九四六・四・三〇
フィリッピン貿易復興法	(ヘル法)	〃 〃 〃
フィリッピン軍事援助法		〃 六・二六
米比餘剩物資讓渡協定		〃 九・一一
赤字借款供與法		〃 八・九

三、通貨と物價の狀況

(一) 通貨

現在東亞各國通貨中で最も安定した通貨と言われているペソ貨は戦争により急激に膨脹し一九四六年十月にはペソ貨購買力指數は一九四一年を一〇〇として一九・九〇に下落して一時はインフレーション段階に入つたかの感があつたが米國の經濟援助が効果を現わすと共に漸次回復し四七年を經過して全く不安のない状態に到達した。これは言う迄もなくペソ貨が従来より二ペソ對一ドルの比率により米ドル貨と密接にリンクされてゐること及びフィリッピン政府が米國々庫に預金されたペソ貨準備基金により文字通り全額の補償を有する金爲替本位制による嚴格なる發券管理



を行つて来たことが根本原因であり、加うるに米國の援助による生産の豫期以上の回復、餘剩物資の大量流入などと共にインフレーション激化を未然に防止することを得たのである。

ペソ貨流通高は本年六月約七億ペソと伝えられ三億五千萬ドルの準備基金補償の最高限とほゞ等しい額に到達したが六月十五日政府は前述の如く中央銀行設立を決定し管理通貨制度への切換えを断行した。(一の(四)参照)ペソ貨流通高の變化に關しては戦後詳細な報道がないが戦前においては左の通り二億ペソ前後で膨脹の速度も緩慢であつた。

年 度	流 通 高
一九三五年末	一一六、七二二、〇〇〇ペソ
一九三七年末	一六七、〇〇〇、〇〇〇
一九四〇年十月	一七三、一一七、〇〇〇
一九四一年十月	二三五、七七二、〇〇〇

ペソ貨と米ドルを一定の交換比率におくことは獨立後の經濟自主性を阻害するとの理由で國內の批判を受けているが現在まで右交換比率の維持が同國經濟安定上にもたらした効果は絶大であり、將來フィリッピンが全面的にアメリカ經濟への依存から離脱する迄に經濟的生長を遂げぬ限りこれが變更は考えられず、中央銀行設立に際してもキリノ大統領は特にペソ・ドルの從來の交換比率に變更はないと強調している。

(二) 物 價

フィリッピンにおける物價の變動を國際連合の調査による生計費指數の變化により辿つて見ると次の通りである。

年 次	總品目	食料品	年 次	總品目	食料品
一九三八年	九二	—	一九四六年四月	五五六	六八四
一九三九年	九四	—	〃 五月	五四五	六七六
一九四〇年	九八	—	〃 六月	五三九	六六六
一九四一年	一〇〇	一〇〇	〃 七月	五四七	七〇四
一九四五年八月	七一五	八四九	〃 八月	四六七	五九〇
〃 九月	六九九	八五二	〃 九月	四六七	五九一
〃 十月	七二六	九三八	〃 十月	四七二	五八七
〃 十一月	七三八	九五六	〃 十一月	四七六	六〇八
〃 十二月	六六〇	八五五	〃 十二月	四四六	五五三
一九四六年一月	六〇三	七五九	一九四七年一月	四四二	五二六
〃 二月	五四七	六五六	〃 二月	四三七	五一四
〃 三月	五二六	六三一	〃 三月	四二四	四九七



一九四七年四月	四〇四	四六七	一九四七年六月	四〇二	四六八
五月	三九七	四五七			

四八

右によると一九四五年十一月最大指數を示し、その後四六年前半は比較的緩慢に下降しなお浮動を続けたが四六年末頃より四七年中は確實に下降し漸次落つきを見せている。現在では二〇〇—三〇〇の間に安定している模様である。

#### 四、生産回復の状況

##### (一) 主要産業の戦争損害及び復舊状況

##### (1) 農業

米

フィリッピン國民の七五% (約千二百萬) は米を主食としており米作は同島における最も重要な農業部門を構成している。一九三七年度における米の作付面積は百九十萬ヘクターで全耕地面積の四五%を占め、米作に對する投資額も十億乃至十五億ペソで他の主要農業に對する投資額を合算したものを四〇%内外上廻る状態と言われる。それにもかゝらずフィリッピンは現在米穀の自給を行いうる状態にはない。即ち島内自給が可能であつたのは一九世紀末

頃まで、その後人口の増加、甘蔗その他の輸出作物への轉耕などから輸入を必要とするに至り戦前には年々八、九萬トンをインドシナ方面より、また戦後は國際割當制度の下に毎年十五萬トン内外の輸入を行つてゐる。年度別耕作面積、收穫、輸入量は次の通りである。

年 度	栽培面積 (一、〇〇〇ヘクター)	收穫量 (一、〇〇〇トン)	輸入量 (一、〇〇〇トン)
一九三七年	二、〇六一	二、三九六	九一
一九三八年	一、九二二	二、二七九	七四
一九三九年	二、〇八〇	不詳	九四
一九四〇年	不詳	不詳	八三
一九四五年	不明	一、〇七〇	一四二
一九四六年	一、四七五	一、四〇〇	一四五(下半年)
一九四七年	一、九四八	一、六八〇	一〇〇
一九四八年	二、〇七九	一、七四〇(豫想)	

フィリッピンの人口は現在においても毎年二・二%の増加率を示し消費は増大を續けているが、自給不能の原因としてはこの他に本島の米作が極めて粗放的であり單位面積當り收量が甚だ低位にあること(日本の三分の一以下)及び農業政策の重點が食糧自給よりむしろ特産物の増産に向けられて來たことなどを没却しえず、また終戦後には主要



米作地域である中部ルソン諸州がフクバラハツブ騷擾の中心地となり收穫の減少を來したことなども重大な影響を及ぼしている。

五〇

粗放耕作の一例を示せば從來米作には殆ど肥料を施さず除草もせず放置して成熟をまち、收穫は穂先のみを摘取つて脱穀する方法によつており、農業専門家の意見によれば除草の勵行のみでも二割の増收は可能であり品種の改良・二毛作の實施（現在では部分的にしか行われていない）により二、三倍の收量を増やすことは容易であると言われている。

特産物生産の偏重が農民の米作意欲を阻止している點は一ヘクター當り收穫物の價格が甘蔗五〇五ペソ、ココナツト八〇ペソに對して米作は僅かに四七ペソであるという事實によつてうかゞわれる。これは戦前の數字であるが戦後においてもかゝる關係に大なる變化はないと思われる。加うるに戦争により稲作に不可欠の水牛の不足、種子、農具などの入手難と勞働力不足が各所に起り米作は一層低調となつた。

さらに中部ルソンのヌエヅア・エシハ、パンバンガ、タルラック、ブラカンの四州がフクバラハツブ騷擾の中心地となつたことはこれら諸州が主要米作地であるだけに少なからぬ影響を與えた。これら地區の農民で抗争に参加するものは耕作を離れ家郷にあるものも戦火を避けて都市に避難し田畑の多くは放棄の状態にあつた。フク運動は地主、耕作者の收穫分配率を三割對七割に修正しまた政府側の農地改革の決意を促進するなどの効果はあつたけれども當面の食糧問題に關しては重大なるマイナスであつたことは疑いない。本年六月下旬に至りフク問題も漸く解決の見透しがつき來年度の米作に好影響をもたらすことが期待される。

政府は基本食糧の自給に關して戦後種々の對策を研究しているが現在までに具体化したものは根菜植物、疎菜類の増産奨励のみでこれにより二、三十萬トン分の補給を行つている。この他計畫中のものとしては廣範な灌漑計畫、高地甘蔗園の米作轉耕計畫、ミンダナオ未開墾地區の開発計畫、肥料増産計畫などが上げられる。

なお米穀問題と切り離せぬものとして華僑問題がある。フィリッピンにおいても他の南方諸國と同様に米市場は從來完全に華僑に掌握されており精米から卸賣小賣に至るまで彼等に獨占されていたため投機的市場操作による弊害が絶えなかつた。これは一九三六年四月ケソン大統領時代に國營米穀會社を設立し政府援助の下に米穀の輸入及び販賣を行わしめたことにより多少是正はされたが終戦後の混亂期における華僑の投機活動は更に強力な對策を講ずる必要を感じしめ四六年八月主食配給制實施に先立ち米、小麦、小麦粉の政府專賣を斷行し九月十四日には最高價格制を再開し華僑による市場擾亂の統制に乗り出した。華僑問題はもとより經濟一般に關する根本問題であり更に戦後は政治思想方面の問題とも關連して複雑であるが米穀販賣は彼らの市場活動の中心であることと長年に亘り彼らが傳統的に従事して來た職業であるだけに對策の實效を上げるには幾多の困難を伴うことは免れない。

砂 糖

フィリッピンは戦争前ルソン、レイテ、ネグロス等を中心とする諸地域に廣範な甘蔗園と四十一の製糖工場を有し年間平均生産量百十萬トン、輸出量九十五萬トンに上り輸出額は總輸出額の四〇%という状態でフィリッピン特産品の首位を占めていた。しかし乍ら戦争により各種産業中最大の被害を受け、日本軍占領中に棉作轉耕計畫により廣範に甘蔗は伐採され製糖工場の大部分は戦火により破壊された。栽培地の回復には少くとも三栽培期を必要とした工



場の戦前能力回復には約五千萬ベソの資金が必要と言われている。昨年十月現在の操業工場数は十五工場と發表された。

栽培面積、生産量を年度別に見ると次の通りである。

年 度	栽培面積 (一、〇〇〇ヘクター)	生産量 (一、〇〇〇トン)
戦前平年度	二二七	一、〇八〇
戦前最高年度(一九三四年)	三〇五	一、五〇〇
一九四六年	不詳	一一二
一九四七年	ク	七二
一九四八年(豫想)	ク	三二〇

かくの如く戦争の影響で生産量は著減したが次第に回復し一九四八―九年度中に作業開始が豫定されるネグロス島オクシデンタル州ビナルバガンの製糖工場の如きは甘蔗處理能力日間八千トンと言われている。國內消費割當量は昨年十二月に九萬トンより十五萬トンに増加し國內砂糖價格の安定が圖られたが本年に入つて再び十二萬トンに切下げ輸出の増加を圖つている。輸出量は左の通りである。

年 度	輸 出 量	輸 出 額
一九三八年	八六八、二五三トン	一〇〇、〇四四、〇四七ベソ

一九四六年	〇	〇
一九四七年	二五〇、〇〇〇	四、〇八一、〇〇〇
一九四八年(豫想)	約四〇〇、〇〇〇	約六、五〇〇、〇〇〇

輸出の大部分は米國向であるが競争國たるキヌバの生産費はフィリッピン糖の生産費より低く將來貿易復興法による保護を失う場合を考慮して政府は栽培法の改善と製糖工程の合理化を研究中と傳えられる。なお戦前生産水準に達するのは一九五〇―五一年度と豫想されている。

フィリッピン産業が砂糖生産を偏重し砂糖の對米特惠輸出貿易を支柱として、ことに對しては從來より多くの批判が加えられているが戦後も依然としてかゝる方向に進んでいる。これはもとより砂糖生産に限らずフィリッピン經濟全體の傾向であるが特に製糖業においては工業投資の四〇%以上が米國資本である關係から米國實業界方面の重大關心となつており貿易復興法審議に際して未だ十分の輸出餘力を生じない砂糖の割當量問題が審議遅延の原因となり結局目下の輸出能力を遙かに上廻る數量に落着した事實はこの間の消息を語つていられると思われ。

コブラ及び同製品

戦前フィリッピンのコ、椰子樹の数は約一億四千萬本と言われ、この中戦災を受けたものは僅か四%に過ぎなかつた。この結果コブラの生産は終戦以來各種産業中で最も急速に回復し一九四六年には既に戦前平年度生産量に達し四七年度には戦前平均を二十萬トン以上上廻る驚異的生产を上げた。一方コブラよりの椰子油搾取は採油工場の殆ど全部が戦災を蒙り終戦時は僅かに二、三の小工場が部分的操業を行いうるに過ぎない状態であつたため生産の向上は



涉々しくないが四七年七月に入つて米國ゼネラル・フード・コーポレイションが三百萬ドルの資本を投じてマニラ附近の同社破壊工場の復舊に着手して後は次第に生産が増加している。コブラを原料のまま輸出することはフィリピンにとつて不利であるので政府もこの點に留意して所要機械類の米國よりの輸入促進に腐心している模様である。生産高は左の通りである。

年 度	コブラ	椰子油	乾燥ココナツト
戦前平年度	(1,000トン) 九三〇	(1,000リッター) 三,〇〇〇	(1,000トン) 六五
一九四五年	不詳	不詳	不詳
一九四六年	九五〇	ク	ク
一九四七年	一,三〇〇	ク	三三二
一九四八年(豫想)	八〇〇	ク	不詳

生産の回復と同時に輸出货量も増大し従来フィリッピンの二大輸出品と言われた砂糖及び金に代り現在では同國輸出受取勘定の最重要品目となつた。輸出は二種に分れ國際緊急食糧委員會の割當に從つて加盟國に供給するものと餘剰分の自由輸出とがあるが後者は米國に對するものが大部分である。

國際緊急食糧委員會の割當量は一九四七年度は三十九萬六千トンで仕向先別の内譯は左の通りである。

國 別	割當量	國 別	割當量
米 國	(1,000トン) 二〇五	デンマーク	(1,000トン) 一一
フランス	四九	オーストリア	一一
イタリー	三〇	ノールウエー	一一
英 國	一八	チェッコ	一〇
アイルランド	一五	フィンランド	四
カナダ	一五	ベルギー	二
日 本	一三	合 計	三九六

米國への輸出は四六年八月に成立した米比コブラ協定により行われる豫定であつたが成立後數カ月を経た同年十二月にフィリッピン側の希望により廢棄された。これは主として油脂需要の世界的増加に伴い協定價格による輸出がフィリッピン側に不利となつたため協定價格トン當り百十六ドル二十セント(ニューヨーク渡し)が協定廢棄直後に百九十乃至二百ドルの高値を示したがその後インド、セイロン、蘭印方面コブラとの競争や米國內の物價引下げ運動などの影響により四七年四月頃から價格の下落を來し五月には百二十五ドルに急落した。しかし乍ら油脂資源に對する世界の需要は依然として旺盛であり昨年末颱風被害により減收が傳えられると忽ち反騰して高値を示しはじめた。こゝ當分はコブラがフィリッピン輸出品の大宗たる地位は動かせないものと見られ政府も本年一月十九日政府企業統制局の助言でフィリッピン國立銀行よりナショナル・ココナツト會社に三百萬ベソのクレディットが供與されたと發表



している。

輸出量を年度別に見れば次の通りである。

年 度	コブラ	椰子油 (及び乾燥ココナツト)
戦前平年度輸出量	六五〇	一八〇
一九四六年	六六五	三〇
一九四七年	九二五	八一
一九四八年(豫想)	六二五	七五

(単位一、〇〇〇トン)

アバカ(マニラ麻)

フィリッピンのアバカは戦前世界の硬質繊維全生産量の三四%以上に達し同國特産品として世界市場に重要な地歩を占めていたが戦争中主産地であるダバオ地区のアバカ園が荒廢に委ねられていたため戦後の生産は激減した。硬質纖維世界生産中の各別百分率は左の通りである。

國 名	一九三五—四一年度 順位 百分比	一九四六年度 順位 百分比	一九四七年度 順位 百分比
フィリッピン	一 三四・二	三 一四・一	三 一九・三
英領東アフリカ	二 二二・六	一 三三・四	一 二八・七
蘭 印	三 一七・四	—	—

フィリッピン年産額の變化は左の通りで生産の回復は比較的順調と言いうる状態である。

(単位一、〇〇〇トン)

年 度	生産量
一九三五—四一年平均	一八七
一九四二—四五年平均	一五
一九四六年	五七
一九四七年	八四

戦争前ダバオに在った麻園の大部分は日本商社の支配下にあり直接日本商社の管理下でないものもいわゆる「ダムミイ地主」と呼ばれる名義上の地主が日本人に貸與し實際の栽培經營には關與しなかつた。このため戦争により日本人經營者が去つた後は「ダムミイ」は麻園の管理經營の能力を有せず加うるにゲリラ戦参加の報酬として麻園を分與するとの政府公約により無統制に占據をはじめたゲリラ隊員及びこれに便乗した不法占據者の侵入と亂伐により一時は收拾不能の状態が傳えられた。

一九四六年八月二十一日日本人所有麻園の返還に關する米比協定が成立し米軍管理官よりフィリッピン政府に引渡された後も依然としてこれらの占據者は生産の向上を妨げていた。政府はこれが對策として四七年十二月二十二日農



園の管理權及び使用權を國營アバカ纖維會社(ナフコ)に讓渡する命令を發しナフコはこれを十ヘクターを越えぬ小地區に分割して入札に附する委任を受け解決を圖ることとした。かくの如く麻生産業の根本的立直しは今なお將來の解決にまつ所が多いが生産量は前述の如く増加しつつあり一般の豫想では一九五一年頃には戦前水準に到達するものと見られている

輸出は四六年には戦前の三分の一に激減したが砂糖、煙草、鑛産物などの輸出が極めて不振であるために現在のところコブラに次ぐ重要輸出品となつてゐる。年度別輸出量は左の通りであるが戦後輸出中には貯藏製品の放出が相當量含まれてゐる。

(單位一、〇〇〇トン)

年度	數量	年度	數量
一九三八年	一七五	一九四七年	六九
一九四六年	五七	一九四八年	九六(第一四半期実績よりの豫想)

なお本年第一四半期輸出量は二萬四千トンで昨年同期に比し三四%の増加を示している。

戦争の結果作付面積は約三分の一に減じ生産量も著減したが順調に回復し一九五〇年にはほぼ戦前水準に達する見込と言われる。作付面積と生産量の變化は左の通りである。

(單位一、〇〇〇ポンド)

年 度	作付面積	生産量
戦前平年度	一七六、〇〇〇	七五、〇〇〇
一九四五年—六年	五九、〇〇〇	三一、〇〇〇(推定)
一九四六年—七年	七四、〇〇〇	三九、〇〇〇
一九四七年—八年	九〇、〇〇〇	四四、〇〇〇

輸出量も漸次増加しているが加工工場が十分でないために葉巻の輸出量は比較的少い。輸出先は戦前よりの得意先であるメキシコ、米國が大部分でインドシナ及び中國向が若干である。

(2) 鑛 業

フィリッピンの鑛業資源は農業に次ぐ重要性を有しその種類の豊富なることと埋藏量の大きな點において南方地域中有數のものであるが金を除く鑛業は開發の歴史も淺くまた米國領有時代においても産業保護政策の重點が農業に置かれていたために發達が遅く本格的生産は資本、技術の獲得と相俟つて今後のことと屬している。



戦前の主要産物生産量及び生産額は左の通りである。

六〇

	（一九三九年度）	
	生産量	生産額
金	オンス 一、〇三三、〇三七	七四、一三一、二一六ペソ
銀	オンス 一、三四九、四五四	一、七五二、五九一
銅	トン 二五、三三三	七二六、〇九一
銅精	ポンド 一一、〇九三、六七〇	二、二三六、三九三
クローム	トン 一三二、一七七	二、二九五、一六七
鉄	トン 一、一六六、七一六	四、九一四、八〇〇
鉛	ポンド 八八、九〇一	六、七八一
マンガン	トン 二九、三九四	六〇二、六二三

戦争に因る損害は一億二千萬ペソと言う致命的数字で四五、六年度は尤大なる破壊施設の復舊に主力をとられ各部門とも見るべき生産はなく四七年度に入り漸く若干の生産を上げるに至つた。しかし乍ら四六年度五月の政府発表によれば鑛業生産の戦前水準復歸には少くとも三年乃至四年を要するとされていること、また四七年度主要輸出十品目中に戦前輸出品の第二位にあつた金はじめ他の産物はいずれも入っていないことなどによつて見ても復舊がいかに困難であるかが感ぜられる。

金

金鑛業は製糖業と共に戦前フィリッピン産業の支柱とされていた。これは主として米國が一オンス三十五ドルの相場で無制限購入を行つて来たことによるものであり一九四〇年度の對米輸出額は六千二百萬ドル以上に達している。金鑛業は戦争により甚大な被害を受け一九四五―六年は施設の復舊に費され四七年三月漸く採金を開始した。しかしこれは極めて部分的で四七年中に生産を再開したものは戦前の四十九鑛山中僅に四、五カ所に過ぎず、この中ではバギオ地区のアタック(?)鑛山が比較的順調に生産を行いつゝあると報ぜられている。生産額、輸出額に關しては斷片的報道しかないが現在までの最高生産額は本年二月の月産五十萬ドル(一九四〇年二月の生産額は三百十萬ドル)と言われ、また輸出額は四七年四月十七萬三千ドル、同五月十五萬ドルと發表されておりこの割合で輸出が繼續したと假定しても前記一九四〇年度輸出額の二%にも足りない状態である。かゝる金生産の低下に因り戦後はむしろ米國方面より金の流入が増加し原地産金の價格を引下げ結果生産の振興を一層不利にすると言ふ現象を生じたので本年五月政府は金の輸入を一切禁止して復舊の促進を圖つてゐる。

クローム

クローム鑛業も金と同様に戦争により甚大な被害を受けたが各種鑛業中最も迅速に復舊した。四六年度には戦時中のストックより僅少の對米輸出を行つたに止つたが四七年度には十八萬九千トンを生産し戦前水準に到達している。輸出量は不詳であるが四七年度第一四半期は對米輸出四萬トンと言われる。



銅の生産は最も復舊が遅れ四七年までは全く生産が無かつたが本年六月末漸くレバント・コンソリデーテッド鑛山會社の銅山が生産を再開したと伝えられている。フィリッピンの銅は戦前主として日本に輸出せられ精、粗鑛の總生産約五萬ト山中二萬四千トンの對日輸出を行つていた。(一九三八年度)戦後の輸出は四七年第一四半期に對米四千トンをストックより輸出したに止つてゐる。

鐵

鐵鑛石の埋藏量はミンダナオ北部に約十億トンと稱せられ極めて有望視されているが戦前は製鋼施設がないため原鑛のまゝ主として日本に輸出されていた。戦後もスリガオ鑛山を中心に採掘が開始されたが工業化計畫が先行せねば原鑛石の國內處理は不可能であり一方鐵鑛石の對日輸出は國民感情より強い反對を受けているため業者は思い切つた増産を行う氣構えとならず本格的採掘が開始されるには今なお日時を要するものと觀測されている。なお戦前輸出量及び對日輸出量は左の通りである。

年 度	總輸出量	對日輸出量
一九三九年度	六〇九、〇四三トン	五七四、六一九トン
一九四〇年度	一、四七八、八〇四	一、二六三、五五三

(3) 工業

(I) 開發の現状

フィリッピン經濟はしばしば述べた如く從來原料供給地として育成されかつ米國工業完製品の消費市場として發達した關係と、國內工業動力の開發が遅れ石油、石炭などは主として輸入に仰がねばならなかつた關係から大規模工業の發達が阻害されていた。戦前の工業としては砂糖、煙草、コブラ、木材、麻など農産物の第一次的加工業、セメント工業などにやゝ近代的規模の工場が見られた他紡績、化學工業などが漸く開發の緒についた程度で、これら工場の多くは戦争に因りその機能を失つたのでフィリッピン工業の現状は昨年十月政府の發表した工業開發十五カ年計畫の冒頭に述べられている通り「未だ家内手工業の段階を脱せず動力の利用は極めて初歩の状態」にあつて工業化の達成には今後基礎産業から築き上げてゆかねばならぬ段階にある。

政府は目下第一次五カ年計畫の中核をなす電力源開發に主力を注ぎ今後の成果は期待されるが現在までのところでは戦損工場の復舊が勢一杯の状態である。主要工業の戦前戦後の状況は左の通りである。

(イ) 纖維工業

綿織工場	年産二六、〇〇〇、〇〇〇平方ヤード
三	
手動織機	約五〇、〇〇〇
	四、〇〇〇、〇〇〇

戦前の被害は受けなかつた模様である。三工場の中二つは戦後國營全國開發會社の手により一工場に合併されたので現在二工場となつてゐる。この他マニラに邦人經營二工場があつたが現在では操業していない。

アバカ工業としては戦前次のような工場があつたが戦後ははかばかしく復舊していない。



器具製造工場	五	原麻處理能力年間一七、〇〇〇、〇〇〇ポンド	六四
麻糸工場	四		
麻袋工場	二〇		

この他繊維工業としては刺繡工業があり米國に對する輸出が戦前活潑であつたが工場規模は極めて小さいもの三十工場のみで多くは家内手工業により生産されていた。

(ロ) 食品工業

製糖工場は戦前の四十一工場が全部戦災を蒙つたが破壊の程度は左の通りである。

完全に破壊されたもの	六
重大なる損害をうけたもの	四
五〇%破壊されたもの	八
軽微な損害をうけたもの	二三

これら工場の全部を戦前の機能に回復するためには約五千萬ベソの復興費が必要とされている。現在までに操業を開始しているものは約十五工場と推定される。

製糖以外の食品加工工業の戦前状態は左の通りである。

種別	工場數	摘要
果實罐詰	四	試験期を脱せず

肉類加工	六	ハム、ベーコン、腸詰など
植物性ラード及びバター	若干	試験期にあり
醸造業	四	中一工場は邦人經營
菓子類	三三	中九工場はやゝ大規模工場

戦後政府は動物及び水産食糧の生産増加を圖つており生産の向上と共に加工工業も擴張が豫想されている。(工業化計畫の項参照)

(ハ) 油脂工業

コブラを原料とする加工工業で戦前の工場數は左の通りである。

椰子油工場	一六
乾燥コブラ工場	一二
石鹼工場	大 一九
	小約五〇〇

油脂工場の多くは破壊され現在二、三の工場が部分的操業を行つてゐる程度である。

(ニ) 煙草工業

戦前の工場數及び生産量は左の通りであるが戦後は殆ど復舊していない。復舊見込は一九四九―五〇年の豫定。

葉巻工場	八〇	年産 三〇〇、〇〇〇、〇〇〇本
------	----	-----------------



紙巻工場 一五 三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇本  
 (ホ) セメント工業

六六

原料は豊富であるが工場動力の不足から戦前二工場を敷えるのみで(年産約十七萬トン)多量の輸入を行つていた。將來動力源の開発が進捗すれば有望である。

(ハ) その他工業 以上の他に大規模工業は殆どないが比較的生産の大なるものを列挙すれば次の通りである。

種別	工場数	摘要
貝ボタン、貝細工	多数	年産一、〇〇〇、〇〇〇グロス 家内工業のみ
家具	五五	マニラのみ
製靴	家内工業 三五〇 革靴工場 四 ゴム靴工場 五	年産一、五〇〇、〇〇〇グロス ペンキ及びワニス 家内工業小規模鐵工所など 他に小規模工場多数あり
燐寸	一	舊邦人經營工場
塗料	四	年産一、五〇〇、〇〇〇グロス
農器	若干	ペンキ及びワニス
陶器	三	家内工業小規模鐵工所など 他に小規模工場多数あり

(ト) 發電事業

電力源開發は戦後本格的に取上げられているが戦前の發電事業は極めて小規模で家庭電力の供給がせいふのところである。發電能力約十萬キロワットの内譯は左の通りである。

マニラ電力會社	火力發電所 一	二九、五〇〇KW
國立電力會社	水力發電所 一	一七、〇〇〇ク
公營發電所	水力發電所 一	五〇、〇〇〇ク
小規模火力發電所	約三〇〇	ディーゼル機關による出力五〇〇KW以下のもの
	三	一、〇〇〇KW以上のもの

目下の電力開發計畫が進捗すれば第一次計畫のみで十萬キロワットが増加する見込である。

(ニ) 戦後の工業化計畫の概要

フィリッピンにおいては戦前にも小規模の工業化計畫は存在していたが総合的な工業復興及び開發計畫が取上げられたのは戦後のことである。終戦後に發表された工業化計畫の代表的なものは米國デトロイトのベイスター建築會社經營者たるH・T・ベイスターが四七年八月ロハス大統領に提案した十五年計畫と米比合同財政委員會のトーマス・ヒッペン委員が四七年六月に發表したものがあり、前者はフィリッピン政府所屬の全國開發會社により同社の工業開發十五年計畫の骨子として採り入れられた。兩案ともに電源開發を以つて工業化の根本とし、この電源を中心として工業地帯を作り本島の資源を利用して製造工業を起さんとする點で一致しているが開發工業部門の重點などにお



いては多少異つている。

ヒツベン・プランは従來の農産原料に對する第一次的加工工業の復舊の他に雜貨、紡績、肥料などの工業を新規に開發しまた金屬工業においても第一次的な加工を提案している。ベイスター・プランは更に長期的なもので基礎産業の設立から漸次確實なる根柢の上に重要工業の建設を行わんとするもので前記全國開發會社の十五カ年計畫として發表された概要は次の通りである。

フィリッピン工業開發計畫

一九四八・五・六上海におけるアジア極東經濟會議に提出されたフィリッピン政府計畫案による。本計畫は前記ベイスター案を基礎としヒツベン案を參照して作成されたとの説明が付されている。

工業開發の目標

- (a) 現在輸入を行つている完製品中で主要原料をフィリッピンで獲得出来るものを國內生産すること。
- (b) 輸出商品の生産費を世界市場で競争出来るようにすること。
- (c) 勞銀水準を高め國民所得の増大と生活様式の向上に資せしめること。

工業別開發計畫

工業化計畫には戰前工業の復舊と新規工業の開發とがある。一般的に言つて現在の状態は手工業の域を脱せず動力工業は發達していない。今後の開發の重點は國內資源を活用し且つ國際競争に伍しうる價格で生産出来る製造工業部門を擴張整備することにおく。

A、金屬工業

(a) 製鐵及び製鋼業

ミンダナオ島ラナオ及びマニラ地區にそれ／＼一工場を設立し鋼鐵年産額合計十五萬トンを目標とする。ラナオ工場では銑鐵、鋼鐵及び重工業製品を、マニラ工場では屑鐵よりの電氣鋼生産及び輕工業品の生産を行う。

(b) 鑄鐵工業

マニラに日間處理能力百二十八トンの鑄鐵工場を設立し當面の需要に應ずる。

(c) 農器具工業

農業機械器具組合によりマニラ及びラナオに二工場を開設する。

(d) 銅精煉工業

精製工場一、銅線製造工場二を新設する。

以上の他金屬工業製品としては鋼鐵パイプ、釘、螺旋、ボルト、ナット、金屬板、罐類、厨房用品、水道工事用資材、電氣用品、手押車輛、石油ランプ、科學、醫療器具などの生産をも行う。

B、化學工業

肥料の生産に最重點をおき肥料原料となる化學藥品の生産を優先的に行う。この前提の下に左の品目を生産する。

硫酸、苛性ソーダ、鹽素、水素、鹽酸、ソーダ灰、硫酸アンモニウム、アンモニア、硝酸、工業鹽、石鹼その



他化粧品、塗料、ニス、顔料、ニカワ、軟膏、醫藥品、澱粉  
C、鑛業

七〇

鑛業部門の最重要問題は戦前の設備及び資本の回復である。金鑛業の復舊の爲に政府資金の最大の部分が割當てられるが同時に鐵鑛石及び石炭の採掘にも政府の補助を與える。石油に關しては現在までのところ經濟的に收支償うような有望な油田の發見に至つていないが試掘は繼續して實施する。

この他マンガン、クロム、銅、アスファルト、瀝青、大理石、煉瓦石(?)などの採掘を擴張する。セメント、石綿セメント壁材、硝子タイル、煉瓦などの製造等をも同時に擴張する。

D、農業、漁業及び附屬工業

フィリッピン國民の主食たる米の自給を確保する爲め既存の米穀管理機關を活用し増産を圖る。またマニラ附近に糠より油を精製する工場を建設し主として石鹼製造の原料に當てる。

漁業に關しては既存規模の復舊と新規の開發が共に進められており近海、遠洋兩方面とも急速な擴張が豫想される。

家畜の數を増加し品種を改良する。皮革及び皮革製品工業を擴張し全國開發會社の下部機構たる國營製靴組合に製靴工業の發展を圖らしめる。

製糖業とその附屬産業は急速に復舊しつつあるがこれは米國市場におけるフィリッピン砂糖の優位によるところ大である。

その他各種の輸出品、特にコブラ、乾燥ココナット及びココナット油などの生産は海外の需要に應じて急速に擴張されている。

E、纖維工業

各種纖維製品に對する需要は供給を遙かに上廻つており纖維工業も急速に擴張せねばならない。國內需要の概算は織物一億ヤード、糸八千三百萬ポンドであるがこれらの大部分の自給を目標とする。

F、林産加工業

政府の助成によつて近代的伐採機械の獲得と多數の製材工場を建設する。第二次加工業としては枕木、バルブ、紙、紙袋、木炭などの生産を行う。

G、公共事業

工業開發の基礎として大規模の水力電氣事業を起し六十萬キロワットの發電に目標をおく。最大の水力發電所はラナオに建設し出力二十萬キロワットとする。

陸運、海運及び航空など交通事業は既に米國政府の強力な援助を得て復舊ならびに擴張を行つてゐる。

H、其の他の工業及び家内小工業

家内工業も地域によつては大工業を補助する意味において重要でありその改良と擴張をも圖らねばならない。家内工業の主要製品としては刺繡、麻袋、籐製家具、籠類、木彫、金屬工業品、手織衣料などが上げられる。この他小工業として生産を促進すべきものにボタン製造業と板ガラス製造業とがある。

七一



なお製鋼業の發展と關連した日本よりの賠償物件の取得により造船及び船舶修理工業をも開設する。

### 資金關係

上記の工業開發計畫は十五カ年に亘つて實施し約三十一億七千萬ペソの資金を必要とする。これはフィリッピンの外國爲替受取高のみでは賄い切れないから不足分は外國の借款により補填する。

外國爲替の外にペソ資金も必要であるがこれは内國資本が充足しうる見込である。

右に關連して國民貯蓄を活用し生産的企業に注入することを容易ならしめるため通貨、銀行制度の再檢討が行われている。通貨とクレディットの管理に當るため中央銀行が設立される豫定であり又所要資金の調達を目的とする政府公債の發行も豫定されている。また戦後三億ペソの資本で設立された復興金融會社からも長期貸付を行うこととする。

日本より賠償として引渡される基礎設備及び機械類の中には數種の工業にはそのまゝ使用しうるものも含まれる豫定である。

### 勞力關係

開發計畫の隘路の一つは技術者の不足であるがこれに對しては十五カ年の間職業學校を開設して技術者を養成するフィリッピンの一般教育水準は比較的高いからこの技術教育の目的達成はさして困難ではない。

一九四七年度のフィリッピン失業者数は米軍諸機關閉鎖の影響もあつて約百二十萬人に上るものと見られているが本計畫が實行に移された後はこれら遊休人員の吸収にも効果があると期待される。

以上がベイスター・プランを基礎としたフィリッピン政府工業開發十五カ年計畫の概要であるが差し當つて實施に着手されたのは本計畫の第一期事業たる五カ年開發計畫である。第一期計畫の中核は水力電氣の開發であつて米國ウエスティン・グハウス電力會社及びフィリッピン國營全國電力會社の合同事業としてミンダナオ島マリナ・クリステイナ瀑布に將來工業地帯の中心となるべき大發電所を建設する他ルソン島に新設二、既設擴張一の工事を行わんとするものである。これに要する經費八千八百萬ドルは米國輸出入銀行ないし世界銀行より借入れる豫定で昨年末以來借款交渉を繼續している。なお第一次五カ年計畫に要する全經費は五億ペソ（二億五千萬ドル）と見積られており、電力開發の他は國內消費財充足に重點をおき纖維工業、漁業、肥料工業、建築資材工業、石鹼、手工具、ベニヤ板の製造工業などの開發を計畫している。

以上で明らかなくフィリッピン工業化計畫の特色は米國資本との緊密な提携と云う點に存する。前記ヒツベン、ベイスター兩案が何れも米國人の立案になるものであり、また電力開發の所要資本が米國銀行借款に求められている事實は諸般の事情を傳えるものであるが更に後出バリタイー憲法修正案が多くの論議を経た後國民投票によつて成立し、フィリッピン資源の開發に關しては米比人が同等の特權を認められたことも米國資本の導入がフィリッピン開發成否の鍵を握るものであることの證據である。

フィリッピン政府はかくの如く米國資本の導入により大規模の開發を目指す一方民族産業資本の活用にも独自の分野を開拓する意向の模様で復興金融會社を通じ主として小規模工業に對する融資を行わんとしている。これは前出五カ年計畫の輕工業開發面に相當しており米比兩資本投下分野の方向を示唆するものとして注目される。



## (二) 産業開發に關する米比關係(パリテイー憲法修正問題)

上述の如くフィリッピン産業開發に關しては米國の資本導入及び技術的援助は不可欠の前提であるが一九四六年同國の政治的完全獨立とともに一の問題が生じた。即ちフィリッピン共和國憲法は國內の天然資源を國家に屬するものとしその開發利用をフィリッピン人に限つて許可すると規定しているが、米國實業界のフィリッピン開發意欲を助長し資本の導入を活潑にするためには本規定を修正し經濟開發に關して米比兩國人は同等の活動の自由を保障することが必要であるとの聲が米國內で起つて來た。これは米國側では「フィリッピン財産法」なる呼稱の下に議會に提出され四六年七月三日トルーマン大統領の署名により成立した。一方フィリッピン側ではこれに對應して憲法修正を行わねばならぬこととなつたが獨立の實効を毀損するものであるとの反對論が強く審議は困難を極めた。

ロハス大統領はじめ政府側は朝野の説得につとめ獨立後米國が對比經濟援助を圓滑に實施するため不可欠の修正であることを力説したが米國側では本修正の實施を戰爭損害補償法及び貿易復興法の効力發生の條件としたので事實上本修正案の成否はその後のフィリッピン經濟復興の方向を決定するものと見做されたのである。本法は兩國人に平等の權利を與えることを規定するという意味で「パリテイー憲法修正案」と呼ばれ獨立直後より二カ月餘に亘つて議會の審議をうけた後四六年九月十八日フィリッピン上下兩院合同會議を通過し更に翌四七年三月十一日人民投票を行つた結果漸く成立を見たのである。しかし乍ら本修正に對しナシヨナリズムよりする反對は依然終熄せず本年六月末フクバラハツプ首領タルクの社會經濟改革要求の中にもベル貿易法と共にパリテイー憲法修正案は獨立の結果を無に

するものであるから廢止すべきであると掲げている。

一方パリテイー憲法修正案の成立にもかゝらずその後の米國民間資本の導入は極めて不振である。これは米國政府筋の援助額が莫大なるのと對蹠的であるために一層顯著な印象を與え故ロハス大統領も米國實業界の對比投資が豫想外に不振であると率直に認め米國側認識の更新を希望したが、本年四月下旬ポール・マクナット前駐比高等辨務官もフィリッピン訪問から歸米後「フィリッピンは經濟狀態も政府の狀態も良好であるにかゝらずフィリッピンに對する米國財界の投資は失望するほど少い」と述べている。四七年の數字がないので的確なる現狀は詳らかでないが四六年度における米國民間事業よりの對比投資額は百九十九萬ドル見當でフィリッピン人の投資額六三%、中國人三〇%に比較して僅かに八%という低位にあつた。かくの如く米國民間資本投下が躊躇されている原因に關してマニラ米國商工會議所會報(本年三月頃)は次のようにその理由を指摘していると傳えられる。

a. フィリッピン政府の官吏に腐敗行爲が多いこと。  
b. パリテイー憲法修正案成立にもかゝらず民間には米國資本の流入を歡迎しない氣分がなお存在すると思われ  
ること。

c. パリテイー憲法修正案によれば公共事業と天然資源開發にのみ米國人に活動の自由が認められているが商工業方面ではフィリッピン人が獨占せんとする氣分が強く米國資本の廣範圍な活動を阻害していること。

米國側のかゝる考察は決して故なしとしないのであつて民族産業資本の伸張と國家經濟の自立を當然窮極の目標としながら當面の經濟再建のためには米國政府並びに民間實業界の強力な支援に依存せねばならぬフィリッピンのデレ



シマは今後政界に豫想されるナショナリズム風潮の隆盛とも密接に關連してこゝ當分は難局を脱しえぬと思われる。

五、貿易

(一) 戦後貿易の概況

フィリッピンにおける戦後貿易の回復速度は他の東亞諸國に類を見ざるものである。一九四七年度における輸出入總額は約十五億五千萬ペソに達しこれを四六年度七億三千萬ペソに比すれば二倍強の増加であり、また戦前一九四〇年度五億一千萬ペソより見れば價格の變動を考慮しても復舊速度の迅速さがうかがわれる。しかし乍ら貿易收支は戦前の出超傾向に反して著しい入超を示している。これは戦争による國內生産の低下を補填するため米國より多量の消費財輸入を餘儀なくされている結果で入超率は四六年度四對一から四七年度二對一と回復はしているが當分この傾向は繼續するものと見られる。

戦前、戦後の貿易額は左の通りである。

年 度	輸出入總額	輸 入 額	輸 出 額	超 過 額
一九三六年	四七五、一四八	二〇二、二五二	二七二、八九六	七〇、六四四

(單位一、〇〇〇ペソ)

一九三七年	五二〇、五八三	二二八、〇五一	三〇二、五三二	八四、四八一
一九三八年	四九六、八〇五	二六五、二一五	二三一、五九〇	(一) 三三、六二五
一九四〇年	五一六、〇三三	二八九、一七一	二二六、八三一	(一) 六二、三四〇
一九四六年	七三七、三〇四	五六八、一六六	一六九、一三八	(一) 三九九、〇二八
一九四七年	一、五五三、七九六	一、〇二二、七〇〇	五三一、〇九六	(一) 四九一、六〇四

戦前の貿易關係を主要相手國別に見ると一九四〇年度においては米國七四・五八、日本五・六四、英國二・四〇、蘭印一・五九、中國一・五三、オランダ一・四二各%を示しており更にこれを輸出入別に見れば次のようになる

(單位%)

國 別	輸 入	輸 出	合 計
米 國	七四・三〇	七四・八三	七四・五八
日 本	四・六二	六・九四	五・六四
英 國	一・七二	三・二八	二・四〇
蘭 印	二・六〇	〇・四二	一・五九
中 國	二・〇三	〇・九五	一・五三
オランダ	一・八〇	〇・九一	一・四二
其 他	一一・九三	一一・六七	一一・八四
			七七



計 100000 100000 100000  
これに比較して戦後一九四七年度の主要國別貿易關係%は次の通りである。

國 別	輸 入		輸 出		合 計
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	
米 國	八六・〇四	五七・三一	七六・二三		
カ ナ ダ	二・六九	二・一〇	二・四九		
フ ラ ン ス	〇・一七	六・六二	二・三八		
中 國	二・七〇	〇・五二	二・〇二		
英 國	〇・六〇	三・二〇	一・四九		
デンマーク	〇・〇三	三・七八	一・三一		
其 の 他	七・七七	二六・四七	一四・〇八		
計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇		

(註) 日本は 輸入〇・一八 輸出〇・八四 合計〇・四一%である。

以上を通じて顯著な事實は戦前戦後ともにフィリッピン貿易の大半は對米貿易であること及び戦後日本のフィリッピン貿易における地位の失墜である。

對米輸出は既述の如くフィリッピン貿易復興法及び米比通商協定により今後長年に亘り無關稅の特典を保障せられ

ているが(II、二、(三)参照)かゝる關係の輸出が全輸出の過半を占めてゐる事實は高度の生産費により國際自由競争市場で獨歩しえぬフィリッピン生産機構の脆弱性を示すものであり一方輸入に關しても四七年度對米輸入八六%という數字はフィリッピンの消費經濟的格を如實に物語るものである。以下輸出入に關して個別的に概観する。

(1) 輸 出

輸出品中で最も主要なものは戦前においては砂糖であり金、アバカ、椰子油、コブラ、煙草、刺繡、乾燥ココナツ、木材などがこれに次いでいたが戦後はコブラが砂糖に代つて輸出の大宗となりアバカ、乾燥ココナツ、椰子油、煙草、砂糖、マゲイなどの順になつてゐる。しかも戦前の砂糖輸出額は全輸出額の四〇%内外であつたのに比して戦後コブラの割合は六六・七三%(四七年度)と言う高率を示しこれにコブラ加工品を含めると現在のフィリッピン貿易は全くコブラ貿易の觀がある。各品目輸出額を年度別に示せば次の通りである。

(單位一、〇〇〇ペソ)

品 名	一九四七年	一九四六年	一九四〇年	一九三九年	一九三八年
コ プ ラ	三五四、四一五	七八、〇二〇	一八、八〇二	二六、八〇二	二四、五二二
ア バ カ	六三、四三五	九、六五二	二五、三九六	二三、七四五	二〇、三一八
乾燥ココナツ	一九、〇五四	四、一〇〇	七、三八二	八、八三七	七、六三二
椰 子 油	一三、九四〇	六三〇	一八、二四二	一九、七二四	—
コブラ・ミール	四、三九一	六五七	二、七四一	四、二五〇	五、四九五
				七九	



煙草及び同製品	四、三八二	二、五〇三	九、二一四	一一、九六三	八〇	九、九二九
砂糖	四、〇八一	—	九二、〇七三	九九、二四七	—	一〇〇、〇四〇
マゲイ麻	三、二九四	?	三、一七四	三、四八二	—	六五二
ロープ	二、九〇四	二、二二三	—	—	—	—
刺繍品	二、三三五	八三	九、一七七	一〇、七一四	—	一二、二二五
金	—	—	七五、八〇〇	七一、七五七	—	—
木材	—	—	三、五〇〇	三、六七三	—	二、四六一

(2) 輸入  
輸入主要品目は戦前戦後を通じ大なる変化はなく綿布、綿製品類、鐵類、機械及び部分品、穀物、食料品などが上げられる。各品目別に年度統計を見ると左の通りである。

品名	一九四七年	一九四六年	一九四〇年	一九三九年	一九三八年
棉花及び同製品	一五三、四四四	九四、四七六	三三、七九六	三八、七一六	二八、七四六
穀類及び同製品	九八、八三四	七六、三九一	一一、一四三	一三、四七六	?
人絹及び合成纖維品	九〇、五八四	二九、六四九	八、六二〇	五、六一九	—
自動車、部分品、タイヤ	五一、四一四	二二、六九三	九、三四七	七、七九二	二二、七〇八

(單位一、〇〇〇ペツ)

鐵鋼及び同製品	四六、一四四	一七、三四八	四四、三四八	四一、一三三	三八、四九〇
煙草及び同製品	四三、九六二	四五、一四〇	一四、七五六	一三、九四四	一五、八六六
酪農製品	四二、六二五	二一、四二四	九、二八六	八、七〇二	?
紙及び同製品	三八、八八七	二二、一八三	三、四五五	二、二一八	—
鑛油(石油製品)	三六、八四二	一四、七三一	八、四八九	六、一四一	一七、四二〇
魚及び同製品	三一、八八三	一六、八七〇	三、〇四五	三、六一三	三、八一

二二 對日貿易狀況

戦前の日比貿易關係は米國に次いで第二位を占めしかもその貿易額は漸増の傾向を示していた。全貿易額中の百分比は平均五%内外で、最も好調であつた一九三七年度において約一〇%という數字は必ずしも大きなものではないが七〇乃至八〇%を米國が獨占する同國の對外貿易上より見れば日本の地位は決して輕視しえぬ緊密なものであつたことを知りうるのである。主要輸入品としては綿製品その他の衣料品が大部分を占めており、輸出品としてはアバカが歴史的數字を示していたが戦争直前にはこれに代つて鐵鑛石が輸出品の首位に上りアバカ、木材、鋼鐵、マンガナなどがこれに次いでいた。主要輸出入品の年度別貿易額は次の通りである。

輸 出

(單位一、〇〇〇ペツ)



品目	一九四〇年	一九三九年 (一―六月)	一九三八年	一九三七年
鐵鑛石	五,五四二	二,四四三	四,〇八〇	二,六三七
アバカ	四,五七九	一,五七三	四,六三七	九,八二八
木材	一,九六四	一,二二九	一,九七九	三,四九〇
鋼鐵	二〇六	二九	八〇	一九六
マンガン	一八一	三二一	九八六	二五七
マゲイ麻	一九	二四	三九四	九七八
葉煙草	―	三一六	五〇六	四二七
輸出總額	一五,七二七	七,三二四	一五,〇二六	二〇,〇三〇

八二

品目	一九四〇年	一九三九年 (一―六月)	一九三八年	一九三七年
綿布及び綿製品	六,九〇四	三,二七四	一〇,二二〇	一三,二六八
人絹及び同製品	一,九三三	八八〇	五,一一五	六,〇九四
絹及び同製品	一五	九	七六	七四
機械器具類	一三七	四二〇	一,六七三	二,一五一

(單位一,〇〇〇ペソ)

セメント	一五六	一二九	一七二	四〇
石炭	一五五	四七〇	一,三二九	一,二六四
時計及び部分品	一一	五	二〇	三八
玩具	一〇八	八〇	二一一	一六六
輸入總額	一三,三九五	七,七九一	二五,四一四	三二,二〇四
輸出總額	二九,二二二	一五,〇一五	四〇,四四〇	五二,二三四

戦後の貿易再開問題は本年五月初旬米國陸軍省民事局長ノース少將一行が日比貿易促進の目的でフィリッピンを訪れ政府要人、財界、實業界首脳部などと會談した結果政府としても根本方針を闡明にする必要に迫られ爾來二カ月餘に亘つて朝野の論議の對象となつているが未だ最終的決定を見ていない。(六月末)

論旨は大別すると次の三者となる。

- (a) 貿易再開は日本の工業力ひいては軍事力を復活せしめフィリッピンの安全を脅威するとともに漸く緒についたフィリッピン工業化計畫の前途を危うくするから全面的に禁止することを必要とする。
- (b) 日本は戦前よりフィリッピンにとつて米國に次ぐ第二の取引國であり、フィリッピンの利益のためには自由貿易を再開すべきである。日本再軍備の危険がこれによつて招來されるとは考えられない。
- (c) 現在の情勢では制限付貿易再開を最も適當と考える。これにより戦前の對日逆調貿易を是正しフィリッピン商品に有利な市場を獲得しうると共に日本工業力の復舊にも適當な制約を與えうる。



この他對日講和條約締結までは取引を禁止すべしとの議論も見えるが支持者は少ない。前述三者の中最も有力なものは制限付再開論で政府による公聴會の結論もこれに傾きまた五月一日マバ商工長官が發表した對日貿易指導方針も制限貿易の線に沿つたものである。最終的決定は近き將來に行われるであろうがいすれかかる方向に落着するのでなからうか。主として感情論と見られる全面的禁止論がこれに對するものであるが過剰物資の輸出と建築資材などに関する差し當つての需要など當面の要求も強いので制限貿易論の制覇が最も有力と考えられる。なおマバ商工長官發表の對日貿易指導方針十項目を参考として左に掲げる。

- (1) フイリツピンは日本の輸出希望品目から購入品を撰擇する自由をもつこと。
- (2) フイリツピンに餘剰のない食糧や國際連合加盟國に必要な品目は日本に賣らないこと。
- (3) フイリツピン物資の對日賣却はすべて競賣の形式をとりフイリツピンと通商關係にある全國家をこれに参加せしめ日本が最も有利な條件を出した場合に限り對日賣却を行うこと。
- (4) 日本製品の購入は日本の一般卸賣價格でその價格を決定すること。
- (5) 日本の對比決済は全部米ドルで行い爲替比率は一ドル對二ペソとすること。
- (6) フイリツピンの對日決済は全部ペソで行い交換比率は現行によること。
- (7) パーター制で行う物資交換または貿易も前二條の原則に従つて決済すること。
- (8) 貿易品の輸送はできるだけフイリツピンまたは米國登録の船舶、飛行機で行うこと。
- (9) 輸入總額は輸出總額を超えないようにし日本に有利な貿易バランスを作らせないこと。

(10) 日本がフイリツピンよりの輸入品を他に再輸出して利益を得ないとの保障を日本から得ること。  
對日貿易再開問題の正式決定とは別個に一九四七年七月日本の貿易再開許可以來部分的の貿易は事實上開始されている。これは全貿易額に對しては極めて微々たる數字であるが四六年度輸出入ともに殆ど皆無であつた状態に比すれば格段の進歩を見せている。兩年度の貿易額は左の通りである。

(單位ペソ)

年 度	輸 出	輸 入	バ ラ ンス
一九四六年	〇	四〇	(一) 四〇
一九四七年	四、五〇六、七三五	一、九〇六、五八八	(十)二、六〇〇、一四七
(一九三二—五年平均)	七、四九〇、〇〇〇	一九、六九〇、〇〇〇	(一)二二、二〇〇、〇〇〇

輸出品の内譯は詳細に判明しないが日本よりの輸入品目は綿布及び同製品(約一、八四二、〇〇〇ペソ)の外トタン板、建築諸材料、ボタン、金屬食器、ガラス類、模造眞珠、時計、ユーカー油、蓄音機、罐詰類、陶器、瓦、自轉車タイヤ、玩具類などが上げられる。日本の貿易許可後より昨年末迄の各商品輸入數量は次の通りと言われる。

品 類	布	綿	玩具類	蓄音機	罐詰類
布	四、四一八、一〇八ヤード				
玩具類			四、二二六ダース		
蓄音機				四八個	
罐詰類					九箱



戦後對日貿易の著しい特色は從來の入超から出超に變つたことである。もとよりこれは一年間の実績で未だ決定的傾向とは斷じ難いがフィリッピン政府の方針は前述マバ聲明により明らかな通り對日入超貿易の是正を根本としているので今後とも對日出超バランスの維持に關しては慎重なる用意が繼續されるものと思われる。

なお前記民間貿易とは別個に日比間には連合軍總司令部を通じての物資の買付けとパーター制度による交易が行われている。前者は連合軍總司令部マニラ駐在代表部により行われるもので日本及びその他の占領地區向として四七年六月より本年六月迄の間にコブラ、アバカ、其他五千二百六十萬五千四百三十三ベソに上る物資を購入したと發表せられている。また同代表部では日本商品の紹介にも努め萬年筆、カメラ、ラヂオなどの展示會を行うなどの活動をしている。

パーター制による物資の交易としては日本より五百七十四萬八千ベソの綿布、約三十六萬ベソ六千トンのセメントなどを輸入しこれに對し十三萬二千ベソ、六千トンの石炭、及び若干の木材などが輸出せられることに發表されたが綿布は加工々場たる國營全國開發會社の検査により數百萬ヤードが不適合として引取拒否に會い、またセメントはたま／＼セブに輸入されたッ連セメント（大連より）と價格の點で大差を生じたためキャンセルの申出を受けるなどの事故を生じている模様である。なお木材は最近中京地區に到着しルソン島東南岸の良質材として非常に好評を博している由である。

## フィリッピン重要事項日誌

(一九四五・八・一四—一九四八・六・三〇)

一九四五年

- 八・一四 戦争終結
- 二二 三 ラウレル、共和國の解體を宣言
- 九・二 二 日本の降伏文書調印、フィリッピン諸島は米軍占領地域と決定
  - 二二 一 オスマニア大統領、國際連合憲章に署名
  - 二二 二 オスマニア大統領農民代表に對し農村改善を公約
  - 二二 三 外務局設置案、人民裁判所設置案成立
  - 二二 四 ベル議員貿易法案及び凍結資金解除法案を議會に提出
  - 二二 五 オスマニア大統領ワシントン訪問
- 一〇・一 一 オスマニア・トルーマン兩大統領獨立準備に關し會談
- 二 米上院日本占領にフィリッピン兵五万使用を承認
- 三 戦後最初のストライキ起る（電信事業） トルーマン大統領フィリッピン獨立時期を四六年七月



四日と再確認

八八

- 二三 戦争損害協會フィリッピン調査委員會より戦損額約八億ドルと發表
- 三〇 第一回連合國極東諮問委員會開催フィリッピン代表カルロス・P・ロムロと決定
- 一一・一五 コモンウェルス政府十週年記念日米比大統領祝辭交換
- 二三 オスマニア大統領歸任 フィリッピン復興法米上院委員會を通過
- 一一・一六 臨時議會召集、明年總選舉を四月二十三日實施と決定
- 一七 トルーマン大統領特使モリー・モーベリック、フィリッピン小企業調査を發表

一九四六年

- 一・九 米國司法省對日協力者調査團フィリッピン派遣を發表
- 一〇 ニューヨークタイムズ紙タイディングス・マクダフィー法の修正を主張  
米國外國財産管理局在比日本人財産の沒收を命令
- 一一 ロムロ代表アンラ援助増額を要請
- 一六 人民裁判所對日協力齒科醫に死刑を宣告
- 一八 米國マフィー大審院判事フィリッピン戦災救濟會社の救濟計畫を發表
- 一九 ナシヨナリスタ黨自由派ロハス及びキリノを正副大統領候補に指名

- 二〇 ロムロ代表副大統領立候補辭退を聲明
- 二一 トルーマン大統領年次教書において七月四日のフィリッピン獨立許與を確認
- 二六 コンフェソール極東委員會代表ロハスを非難
- 三一 マックアーサー司令部對比内政不干渉を聲明
- 二・五 ナシヨナリスタ黨、民主同盟、人民戦線派の三派連合成立
- 一一 マニラに數件のストライキ發生
- 一三 米國アイゼンハワー參謀總長フィリッピン駐兵の必要を説明
- 一四 マニラ港沖仲仕ストライキ解決
- 二〇 トルーマン大統領フィリッピン兵給與に關し聲明
- 三・一四 檢察當局ロハスに對日協力の嫌疑なしと發表
- 一五 マクナット高等辨務官フィリッピン對策を發表
- 一六 トルーマン大統領對日協力者裁判權のフィリッピン政府へ移讓を發表
- 二一 砂糖管理局本年度生産豫想を發表
- 二三 米比間過剩物資賣却協定成立
- 二九 ベル貿易復興法下院を通過
- 四・二 米下院ウツドラフ議員フィリッピン農業の砂糖依存轉換の必要を警告

八九



- 一〇 ベル貿易法案上院委員会を修正通過
- 二三 總選舉實施
- 二九 ロハス、キリノ正副大統領に當選決定
- 三〇 フイリツピン復興法及びフイリツピン貿易復興法成立
- 五・ 一 ロハス派議會においても歴倒的勝利と決定、中部ルソンの情勢悪化す 米國連邦事業管理局長官  
フレミング少將フイリツピン道路建設計畫を發表
- 八 フクバラハツプ首領ルイス・タルク不在地主を痛撃、ロハス、マクナット米國を訪問
- 一 一 ロハス、トルーマン大統領と會見
- 一四 ロハス、對米四億ドル借款を要請
- 二〇 高等辨務官制度の廢止發表さる
- 二二 ロハス歸國
- 二四 フタバハラハツプ對策として國家警察隊設置案を發表
- 二八 ロハス大統領就任式、ロハス大統領閣僚十名の指名を發表
- 六・ 三 ロハス大統領議會年次教書にて明年度豫算を二億五千万ベツと發表
- 七 フイリツピン復興追加支出六千六百万ドル議會に提出、米國餘剩船舶のフイリツピン向讓渡を優先的に取扱う旨發表さる

- 一五 フイリツピン財産返還法案米上院を通過
- 二一 フイリツピン財産法案米國下院通過
- 二四 フイリツピン財産法案米國上院通過
- 二六 フイリツピン軍事援助法案成立
- 二七 米國農業使節團フイリツピン向出發
- 七・ 三 フイリツピン財産返還法案にトルーマン署名
- 四 フイリツピン共和國獨立、キリノ外務長官に任命さる 米國マニラに大使館を開設初代大使マクナットと決定
- 一〇 駐米フイリツピン大使エリサルデ、國連代表ロムロと決定
- 二〇 ロハス大統領主宰の下に農民、地主、議會代表會談 收穫米配分率農民七對地主三と決定
- 二四 駐比中國公使陳質平任命さる
- 三〇 赤字借款供與法案米下院を通過
- 八・ 五 米の配給制度實施
- 九 赤字借款供與法にトルーマン署名
- 一〇 フイリツピン國際緊急食糧委員會に参加
- 一二 フイリツピン公債返還法成立



- 一四 フィリッピン金輸出を禁止
- 二一 タヴァオにおける舊日本人所有アバカ園を米政府フィリッピンに返還
- 二六 上海・マニラ間及び香港・マニラ間航空路開設
- 九・ 二 中比航空實行協定調印
- 四 ニューヨーク總領事にホセ・アメンチオ任命
- 六 アンラ對比一千万ドル救済案を決定
- 九 政府甘蔗栽培業者に百三十万ペソ借款を供與
- 一一 米比餘剩物資讓渡協定成立
- 一八 パリテイー憲法修正案フィリッピン兩院を通過
- 一七 政府 USAFFE デリラなどに解散命令
- 一〇・ 一六 マニラ・トリビュン紙米の生産好望と發表
- 一八 政府復興四カ年計畫を發表
- 二三 米比一般關係條約の批准完了と發表
- 二三 ロハス大統領明年度豫算案に署名
- 一一・ 六 米比合同財政委員會設置さる
- 一六 米比航空協定成立

- 二七 専任財務長官にクアデルノ任命
- 一一・ 二 米比基地協定調印
- 一七 米比通商協定調印
- 二三 ロハス大統領セメント工業擴張費二百七十五万ドルの支出を承認
- 二九 商工省新設 プラシド・マバ長官となる

## 一九四七年

- 一・ 二〇 パン・アメリカン航空會社サンフランシスコ—マニラ線を再開
- 二八 移民制限法案議會に上程
- 二・ 二 フィリッピン労働組合結成四十五週年記念日に當り勞組代表よりロハス大統領に十七カ條要求を提出す
- 一一 明年度豫算案議會に上程さる
- 三・ 一一 國民投票實施の結果パリテイ憲法修正案成立す
- 一四 米比相互防衛協定成立す
- 二一 米比軍事援助協定成立す
- 四・ 一八 中比友好條約締結



- 五・一三 キリノ副大統領戦争による死亡者を百十一万名と發表  
マクナット大使エメット・オニールと交迭(下旬)
- 六・二七 佛比友好條約締結、ロハス大統領電力開發のため十二万ベソ支出法案に署名す
- 七・八 米比合同財政委員會調査報告書發表、コブラ及び椰子油の對日割當増加
- 一〇 伊比友好條約調印
- 一一 對日賠償要求案成る
- 一二 対日賠償要求案成る
- 一三 対日賠償要求案成る
- 一四 対日賠償要求案成る
- 一五 対日賠償要求案成る
- 一六 対日賠償要求案成る
- 一七 対日賠償要求案成る
- 一八 対日賠償要求案成る
- 一九 対日賠償要求案成る
- 二〇 対日賠償要求案成る
- 二一 対日賠償要求案成る
- 二二 対日賠償要求案成る
- 二三 対日賠償要求案成る
- 二四 対日賠償要求案成る
- 二五 対日賠償要求案成る
- 二六 対日賠償要求案成る
- 二七 対日賠償要求案成る
- 二八 対日賠償要求案成る
- 二九 対日賠償要求案成る
- 三〇 対日賠償要求案成る
- 三一 対日賠償要求案成る
- 三二 対日賠償要求案成る
- 三三 対日賠償要求案成る
- 三四 対日賠償要求案成る
- 三五 対日賠償要求案成る
- 三六 対日賠償要求案成る
- 三七 対日賠償要求案成る
- 三八 対日賠償要求案成る
- 三九 対日賠償要求案成る
- 四〇 対日賠償要求案成る
- 四一 対日賠償要求案成る
- 四二 対日賠償要求案成る
- 四三 対日賠償要求案成る
- 四四 対日賠償要求案成る
- 四五 対日賠償要求案成る
- 四六 対日賠償要求案成る
- 四七 対日賠償要求案成る
- 四八 対日賠償要求案成る
- 四九 対日賠償要求案成る
- 五〇 対日賠償要求案成る
- 五一 対日賠償要求案成る
- 五二 対日賠償要求案成る
- 五三 対日賠償要求案成る
- 五四 対日賠償要求案成る
- 五五 対日賠償要求案成る
- 五六 対日賠償要求案成る
- 五七 対日賠償要求案成る
- 五八 対日賠償要求案成る
- 五九 対日賠償要求案成る
- 六〇 対日賠償要求案成る
- 六一 対日賠償要求案成る
- 六二 対日賠償要求案成る
- 六三 対日賠償要求案成る
- 六四 対日賠償要求案成る
- 六五 対日賠償要求案成る
- 六六 対日賠償要求案成る
- 六七 対日賠償要求案成る
- 六八 対日賠償要求案成る
- 六九 対日賠償要求案成る
- 七〇 対日賠償要求案成る
- 七一 対日賠償要求案成る
- 七二 対日賠償要求案成る
- 七三 対日賠償要求案成る
- 七四 対日賠償要求案成る
- 七五 対日賠償要求案成る
- 七六 対日賠償要求案成る
- 七七 対日賠償要求案成る
- 七八 対日賠償要求案成る
- 七九 対日賠償要求案成る
- 八〇 対日賠償要求案成る
- 八一 対日賠償要求案成る
- 八二 対日賠償要求案成る
- 八三 対日賠償要求案成る
- 八四 対日賠償要求案成る
- 八五 対日賠償要求案成る
- 八六 対日賠償要求案成る
- 八七 対日賠償要求案成る
- 八八 対日賠償要求案成る
- 八九 対日賠償要求案成る
- 九〇 対日賠償要求案成る
- 九一 対日賠償要求案成る
- 九二 対日賠償要求案成る
- 九三 対日賠償要求案成る
- 九四 対日賠償要求案成る
- 九五 対日賠償要求案成る
- 九六 対日賠償要求案成る
- 九七 対日賠償要求案成る
- 九八 対日賠償要求案成る
- 九九 対日賠償要求案成る
- 一〇〇 対日賠償要求案成る

- 一〇 米比間の郵便料金値下げ
- 一一 鐵道復舊に對米借款要請
- 一二 戰後初の國勢調査
- 一三 フイリツピンの二大産金會社合併さる
- 一四 セブに紡績工場設立を發表
- 一五 スウェーデン對比貿易を要望す、戰時利得稅徵收に着手す
- 一六 キャセイ颱風によるコブラ被害を發表
- 一七 上院議員三分の一及び地方改選々舉實施、バギオにおけるアジア極東經濟會議開會、ロハス大統領マーシャル案の極東に適用方を要望演説す
- 一八 フクバラハツプ騷擾激化す
- 一九 政府移民許可方針を聲明
- 二〇 大審院外國人土地所有の禁止を發表、甘蔗栽培業者製糖業者會議バギオで開催さる
- 二一 ロハス大統領、キリノ副大統領對日講和の促進を要望

一九四八年

- 一 世界銀行フィリツピン調査團米國を出發



- 二 石油従業員ゼネストに入る
- 七 英比航空協定調印、米軍餘剩物資の對米再輸出期限延期方發表
- 九 キリノ外務長官「窮乏せる日本はフィリッピンの安全を保障せず」と語る
- 一〇 駐華公使プロセツ・セバスチャンに對し中國政府アグレマン供與
- 一一 國務統計局一九四七年度貿易額約七億ドルと發表、在比敵國人財産を米國より移讓
- 一六 英國、中國、スペイン三國首府に公使館開設を決定
- 二二 地方長官會議においてロハス大統領フクバラハツプ武力彈壓方針を言明
- 二六 議會開會ロハス大統領年次致書發表、トルーマン大統領フィリッピン復興法修正案に署名
- 二八 ロハス大統領對日協力者大赦令案に署名し議會に提出
- 三一 國際緊急食糧委員會對比穀物割當を一〇三、〇〇〇トンと發表
- 二・二 上院法律改正委員會大赦令案を可決
  - 三 上海總領事、厦門領事任命、在比華僑市場立退きに抗議
  - 六 上院本會議大赦令を可決、政府、米國海外資産清算委員會代表間に米軍餘剩彈藥處分協定成立
  - 七 奢侈品税引上法案議會に上程さる
  - 九 フィリッピン水域における日本漁撈を拒否
- 一〇 外人營業地域の制限を議會に要求

- 二三 下院大赦令を可決發効、ラウレル、ヴァルガスなどに對する公訴却下
- 二四 ロハス大統領議會に主要商品の物價抑制案を提出
- 一六 バギオに甘蔗栽培業者會議
- 一七 國連ロムロ代表對日政策緩和に反對を聲明
- 一八 キリノ外務長官アジア食糧會議日本人代表出席に反對、マクナツト前駐比米大使來比
- 一九 米國海事委員會フィリッピンに餘剩船舶を賣却、ソ連對比通商協定申入れ
- 二〇 米國下院ベル島嶼委員長議會に對比積極的援助を要請
- 二一 カングレオン國防長官、日本を五十年間國連の信託統治下におくべしと主張、米國太平洋艦隊ラムゼー司令官マニラ訪問
- 二五 國營全國開發會社紡績工場ストライキ開始、CLO書記長マヌエル・ヨヴエン暗殺さる
- 二七 ロハス大統領フィリッピン中央銀行設立法案を議會に提出、米國下院歳出委員會本年度フィリッピン復興計畫費支出を承認
- 三・一 ストライキ中の全國開發會社紡績工場に對し大統領閉鎖命令を發す、バギオにおいて食糧會議開催、國際緊急食糧委員會米穀委員會對比一五、〇〇〇トンの米穀割當を發表、華僑の市場立退き一時延期さる
- 四 政府對日賠償輕減に反對



- 六 ロハス大統領特別記者会見においてフクバラハツプ及び全国農民組合の親共産主義秘密文書を公表
- 七 ロムロ國連代表大統領立候補説を否定
- 八 フクバラハツプ及び全国農民組合有力團員の檢舉開始
- 九 ラウレル明年度大統領選挙に出馬を表明
- 一〇 米國商務省第一・四半期フィリッピン向鋼鐵割當を發表
- 一五 ハヴァナ國際貿易雇傭會議においてアペロ代表自由港地帯設置案を發表
- 一六 バギオにおけるアジア食糧會議終了、輸入管理規則及び社會保障制度設置計畫審議開始さる
- 一七 戦後最初の銅生産五・一五より再開と發表、密輸並びに不法移民防止のため沿岸哨戒嚴重化を發表
- 一八 商務省より外務省に對し對日鑛産物輸出反對を勸告、ロハス大統領、エクアドル・アヴェラン公使の信任狀受理
- 二一 ソ連セメントの輸入承認を發表
- 二三 オシアス上院議員明年度大統領選挙に出馬を聲明、米比學生交換協定マニラにおいて調印、下院歳出委員會軍事訓練費追加支出を承認、全國開發會社紡績工場ストライキ終了
- 二六 フィリッピン航空會社々長キリノ外務長官に對し日比間航空路開設を提案、鑛山局産金業の回復

を發表、米海事委員會貨物船四隻をフィリッピンに賣却

- 二八 カングレオン國防長官戦時四十万動員可能と發表
- 二九 ロケ内務次官治安維持費削減に反對
- 四・二 シヤム政府を承認
- 八 政府、軍事物資凍結命令を發す、産金會社戦後第一回の年次報告を發表
- 一〇 フィリッピン戦損委員會活動狀況を發表

- 一四 上院西比友好條約を批准
- 一五 ロハス大統領クラーク・フィールドにおいて急逝
- 一七 ラウレル、政府攻撃演説を行う
- 一八 キリノ副大統領、大統領に昇格就任 キリノ大統領施政々策を發表
- 二二 キリノ大統領對日友好關係の必要及び極東マーシャル案適用希望を言明
- 二五 ロハス前大統領葬儀
- 二八 下院中央銀行設立法案を承認 ナシヨナリス々黨首腦部明年度同黨大統領候補者にラウレル推挙方を暫定決定
- 三〇 米國海外資産清算委員會より米國向餘剩資産輸出期限を六カ月延長方通告
- 五・一 勞働者代表三十万メーデーに参加、ノース少將一行日比貿易促進打合せのため訪比、マバ商工長



官對日貿易指導方針十項目を發表

- 三 ノース會談の結果日比貿易促進委員會設置を決定
- 四 米國農務省フイリツピン米穀事情を發表
- 七 キリノ大統領政府機關腐敗調査のため三人委員會設置を發表
- 一〇 レオン關稅局長關稅徵收額著増を發表、政府日本纖維品とコブラ、アバカとのバーターを拒否、インデペンデント・マニラ・クロニクル紙フクバラハツプ大赦案を主張、國內歳入局歳入徵收額著増と發表 政府失業救済土木事業計畫を發表
- 一一 フイリツピン船舶を日本造船所で建造方交渉中と發表
- 一二 上院において中央銀行設立反對論起る、下院四九年度豫算案承認
- 一三 インド、オータカムンドの第三回アジア極東經濟會議にクワデルノ財務長官出席と發表、上院小賣業國營法案を承認
- 一四 コンフェソール上院議員日比貿易の積極化を要望 キリノ判事ルイス・タルク間に九項目の妥協協定成立 ウェアリング戰損委員長フイリツピンの國家主義的立法傾向に警告
- 一五 ロムロ日本の工業水準切下げを主張
- 一六 政府食糧自給可能と發表
- 一八 マニラ・イーヴニング・ニューズ紙日本の工業水準引上げに反對、下院颱風防止法案を承認

513829

- 二〇 上院中央銀行設置法案を可決、兩院フイリツピン人強制雇傭法案を可決
- 二二 マバ商工長官鐵鑛石の對日輸出を要請
- 二三 マニラ・クロニクル紙鐵鑛石の對日輸出に反對主張
- 二八 政府、物價統制を復活、クワデルノ財務長官在比外國人の取引制限措置を非難す
- 二九 フイリツピン戰爭損害委員會、公共事業復興計畫の遅延を非難、フイリツピン共產黨員モスクワとの連絡を否定
- 三一 政府フラン交換率を〇、〇〇六六ベソと決定
- 六・ 二 木材輸出割合を引上げ、共產黨新書記長マリアノ・バルゴスと決定
- 三 コンフェソール上院議員日本造船所施設利用を主張
- 五 コンフェソール上院議員日本にフイリツピン代表團設置を主張
- 七 キリノ大統領國營空港設立法案に署名
- 八 閣議對日鐵鑛石賣却問題を檢討
- 九 全國電力會社ロドリゲス支配人よりマバ商工長官に對し對日制限貿易再開を勸告、ロムロ代表對日管理貿易を主張
- 一〇 石油委員會キリノ大統領に對し石油機械獨占解除を要求
- 一一 日比貿易問題最終決定まで對日鐵鑛石禁輸を政府發表



- 一二 全國開發會社サルヴァロ支配人對日貿易反對を表明
- 一五 キリノ大統領中央銀行設立法案及び在米預金一億ドル借入法案に署名
- 一七 ヌエノ議員下院に總司令部の日本工業貿易方針に對する反對決議案を提出
- 一八 米國下院フィリッピン復員軍人法案を可決、キリノ大統領勞働統制法案に拒否權を發動、キリノ大統領輸入管理法案の緊急審議を議會に要請
- 一九 在比華僑日本商品ボイコットを決定
- 二〇 キリノ大統領鑛山關係外國人技術者就業制限法案及び戰前戰時債務支拂法案に拒否權を行使、國內歳入局歳入徵收額を發表
- 二一 フクバラハツプ及び全國農民組合に對する大赦令にキリノ大統領署名す
- 二二 マニラ・ブレツテイン紙日本のダンピング警戒を主張、キリノ大統領日本のILO参加に賛成と言明、コンフェソール上院議員外國人の貿易政策干涉に反對を表明、ロベス上院議員中國資本のフィリッピン向投資を歓迎すと言明
- 二三 上下兩院フクバラハツプ大赦案を可決、修奢品税引上法案成立
- 二四 マバ商工長官對日特派派遣を要求、兩院輸出入管理法案を可決、下院對日貿易禁止法案を否決
- 二五 フクバラハツプ大赦令發効、ルイス・タルクの議席復活を承認
- 二六 タートル群島フィリッピンに正式歸屬、イロイロ市において初の農民組合大會開催さる、米國よ

りの金輸入禁止を發表

- 二九 鑛山冶金技術者協會、鑛石の對日輸出に反對を表明
- 三〇 フランス、フィリッピンのコブラを置付、米比通商航海條約の締結交渉再開







2/X35



100

